

# 建設水道常任委員会

平成18年11月16日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎飯高 昭二                      ○浦野 圭司                      小野 隆雄  
吉川 勝義                      中川 靖広

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	藤本 宗司	建 設 課 長	加藤 保幸
同 課 長 補 佐	佃田 眞規	観 光 産 業 課 長	今西 弘至
同 課 長 補 佐	川端 伸和	同 課 長 補 佐	角井 敏文
都市整備課長	藤川 岳志	都 市 整 備 課 参 事	堤 和雄
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上 下 水 道 部 長	池田 善紀
上水道課長補佐	井上 究	下 水 道 課 長	谷口 裕司
同 課 長 補 佐	上田 俊雄		

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆                      同 係 長 峯川 敏明

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）

署名委員 浦野委員、小野委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、浦野委員、小野委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査の（1）公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。 谷口下水道課長。

下水道課長 それでは継続審査でございます公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。

まず、現在発注いたしております町公共下水道工事の状況でございます。お手元資料1-1をご覧くださいませでしょうか。

平成17年度から継続工事であります龍田北汚水幹線2工区工事、図中赤色路線でございますが、現在、シールド掘進が進められております。進捗率70パーセントで、掘進機につきましては龍田神社前の人孔周辺のライナープレートに到達した状況で、機械を引き上げる準備に入っており、平成19年3月28日の完了を目指し、順調に作業が進められております。

また、平成17年度の汚水処理施設整備交付金の追加を受け、本年2月28日に入札を執行し、服部1丁目地内で繰越明許事業として進めておりました第11工区-3工事、第11工区-4工事及び第11

工区－5工事、そして7月4日に入札を執行いたしました法隆寺西2丁目地内、第13工区－5工事、図中それぞれ黒色の路線につきましては予定通り竣工いたしております。

また、6月議会定例会におきまして契約の議決をいただきました、第14工区－1工事、図中茶色路線につきましては、イツボ川沿いの町道403号線に本管理設のための推進工事が完了し、現在、東西からの本管を接続するための推進用立坑の築造工事が進められている状況で進捗率45パーセントでございます。

同じく、6月議会定例会におきまして契約の議決をいただきました、第24工区－1工事、図中黄色路線につきましては、上水道の移設工事も完了し、公共下水道本管工事にかかっている状況でございます。

また、本年5月26日に入札を執行いたしました第3工区－1工事図中、緑色路線につきましては、現在、管渠埋設工事が順調に進められている状況でございます。

また、9月議会定例会におきまして契約の議決をいただきました、第14工区－2工事、図中水色路線につきましては、家屋事前調査及び地下埋設物等事前調査等が進められている状況でございます。

また、9月19日に入札を執行いたしました興留9丁目地内、第19工区－1工事、図中紺色路線につきましては、JR法隆寺駅舎の建築工事との工程に関する打ち合わせ及び各交通機関との協議を終え、現在、地下埋設物の調査を進めている状況でございます。

また、10月3日に入札を執行いたしました五百井1丁目・興留4丁目地内、第14工区－3工事でございますが、図中柿色路線及び興留1丁目地内第24工区－2工事、図中ピンク色路線につきましては、現在、家屋事前調査等進めている状況で、平成19年3月26日の竣工を目指して作業が進められている状況でございます。

なお、岩瀬橋交差点から竜田川沿いに龍田西2丁目地内および神南3丁目地内の2箇所を施工を予定しております工事につきましては、後ほどご説明させていただきますが、去る、11月8日に入札が執行され、予定価格が5,000万円を越えることから、12月定例会に

工事請負契約の締結についての議案を提出いたしますのでよろしくお願いたします。

次に、公共下水道の供用開始の状況でございます。お手元資料1-2をご覧くださいませでしょうか。

11月9日現在の状況といたしまして、申請受付総数が1,158件、検査完了総数が1,092件、融資あっせん利用総数が18件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が11件でございました。今後も、公共下水道の整備及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

以上、簡単ではございますが、継続審査であります公共下水道に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 ちょっと今説明の中でね、19工区-1、進捗率5%という事で、JRの駅舎に併せての発注というような感じで聞かせて頂いたんですが、その中でね、地下埋設物の調査とかなんか言わはったように思うんですが、普通下水の設計される時はある程度の地下埋がどういうものがあるのか、設計の中で調査が終わってると思うんですが、今説明して頂いたのはまた別の意味での調査しておられるのか、具体的にどういう具合な形なのかね、ちょっと詳しく教えてもらえませんか。

下水道課長 測量設計の段階におきましては、各企業に依頼いたしまして、図上及び現地で地上での調査、監査を完了いたします。しかし、工事实施の段階におきましては、その地下埋設データに基づきまして、実際に試験掘削をいたしまして、そしてその現物を確認することによって支障が及ばないように施工することが重要とされておりますので、そういったことを事前に進めることによって、無事工事が進むように進めております。

小野委員      ということは、測視というんですか、設計の段階では一応図上とか、色んな状況で高さとか、その埋設物を確認して、図上でね、それで設計組まれると。だけどやっぱりそれでは施工していく段階では微妙な差もあるだろうし、施工が困難な時もある。それで設計の段階で、こんな事あんまりないと思いますけどもね、高さなんか完全にこの設計の段階で試験堀りされた段階で無理だという事になったら、例えば水道管なんか移設という形をとっていかなければいけないんですがね、そのことによって全体の設計、勾配とかそれがみな変わってくる可能性があるんですがね、今までの工事の中で大きく変更されたことはそういう事はないんですかね。

下水道課長      現実に計画段階では確かに変更を強いられたことも実際にございます。そうした事で実際現場の方で精査する中で無事その辺は既存の物件を移設もしくは若干高さを変える事でクリアできた、もしくは迂回させる事にクリアできたというような実績がございました。

小野委員      下水の方を変更していくんですか。それとも埋設されてる既設の管とかを下水優先という形でいけるのか、それはケースバイケースというかその時によって違うと思いますけど、どうなんですかね、それらの確率というかね、割と多いんですかね。

下水道課長      公共下水道は自然流下が基本でございます。そういった事から基本的には地下既存埋設物が支障になる場合は移設という事になってきますが、その物件につきまして現段階で今までに重大な支障になったというような事はございませんでした。確かに上水道というのは補償対象、ほとんど上水道補償させて頂いているような状況で進めさせて頂いている状況でございます。以上でございます。

委員長          他にございませんでしょうか。

吉川委員　　ちょっと質問がずれるかもわかりませんが、今現在、事業認可区域内でこれやっていたらいいわけなんですけれども、未だ事業認可区域に入っていない所ありますね。これはいつ頃この変更というのか、される予定があるのか、わかっていたらでんな、認可区域を増やす、増やさないとはいけませんわね、ほっとくわけにはいかないので。せやからいつ頃考えておられるのか一点聞かさせてほしいのと、それから前に説明ひよっとしたらあったかもわかりませんが、現在、この公共下水道へ接続可能な戸数というのは把握しておられるのかということですね。今皆さんの努力で増えていってるわけなんですけれども、これはありがたいことですね、今の所聞いてるところそれはないようですしね。ありがたいんですけれども、実際に工事が進んでいったらまた増えていきますんで、把握できないかもわかりませんが、もし町の方で今現在では接続可能なのは何件だという把握が出来てあんなやったら教えて頂きたいと思います。二点お願いします。

下水道課長　　まず一点目のご質問でございます事業認可の変更についてでございます。現段階で考えております今現在の事業認可につきましては平成22年度でできる状況でございます。そうした事から平成20年度には認可変更の作業に入りたいと考えております。それも含めましてまただいたいの素案的なものが仕上がった段階でまた委員会にご相談することになると思いますので、その段階でまたよろしくお願い致します。二点目でございます。現在、供用開始接続可能な代替戸数、現在我々把握しております、掴んでおります数値としましては約2,700戸、その内先ほど説明させていただきましたが、1,158戸接続していただいておりますというような状況でございます。よろしくお願いたします。

小野委員　　今の関連してですが、供用開始という事で、今回の完了した工区、11工区-3、4、5と、完了という事で報告受けておりますが、完了と同時に供用開始の告示をされるんだと思うんですが、今の数字、

約2,700戸という事が、これが入っているのかどうかという事と、それで、この数的に2,700戸というのは平成4年くらいからですかね、面整備やりかけたん、4年か5年やったと思うんですが、10数年前ですので、当然17年の供用開始の時に告示というのか、それを公示されたと思います。私は一番懸念するのは、早くに面整備をされた箇所について、供用開始しようと思ったらいろんな支障が生じてきてるんじゃないかな。それと住民の方にとって10数年前に公共枡を設置していただいたと、そしてそれから供用開始まで色々な事がありましたので、何も町のどうのこうのとは言いませんが、事情は私も理解してますので、本来でしたら面整備されたらそのまま供用開始、接続していけるものだと考えておられた方も中にはおられたと思いますが、さあ、入れようと思ったら無理やと、それで10数年経ってしまって、今更もういいわ、というような感じをされている方もおられるんじゃないかなと思うんですが、その中で順番といたらおかしいんですが、そういうとこの方がずっと接続をさせていただいてるのか、それはもう接続の申請があるところからやっておられる、それは当然やと思います。申請なかったら接続という事ないんですから。出来るだけ、きあると言うんですか、接続を促進する方向での啓発も欠かさずにやっていただきたいな、そのように思うんですが、それらの事についてちょっとお答えいただきたいと思います。

下水道課  
長

まず一点目になるかと思いますが、2,700戸の中には今の服部地区の完了したところは埋まっております。そしてこの供用開始につきましては、工事完了いたしましてすぐ10月2日に公示いたしまして、10月17日に供用開始したというような状況でございました。そして、二点目になると思いますが、接続申請、出来るだけPRをするという事でございます。現段階、定期的に広報等で啓発させていただいておる状況でございますが、出来る限りそういう数に関しましては、頻繁に回数を増やしていきたいなと思っております。また職員も出来るだけ現場の方へ出た都合、と言ったらおかしな言い方になりますけ

れども、出来る限り立ち話の中でもそういった説明をさせていただいている状況でございます。今後さらに啓発活動、昨年につきましてはP I、パブリック・インボルブメントのモデル事業等やっておりましたが、更にそれを参考にいたしまして、どういう啓発の仕方をすればよいかというようなことを、現在研究しております。そうした事を踏まえまして、今後更に啓発できるよう努力していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

小野委員 課長おっしゃるとおりだと思うんですが、現場へ出向かれるというのは、10数年前に面整備終わったところは、ほとんど下水道課の方はあまりそちらの方へ行くことないと私も思いますしね、そういう努力をしていただきたいなと思いますし、町の広報で啓発されてるという事なんですけど、こんな事言ったら失礼ですけど、どれ位の方がお読みになっているかというのは疑問がありますし、それとなるべく早く繋いでいただけるように、町全体で色々検討してもらいたいなと。いろんな話が当然出ますので、繋げばやっぱりそれだけの使用料も要りますし、今、個別使用化っていうんですか、をしてても、その同じ事だというような感じを受けられる方もいます。そしたら何のために公共下水道の方へ莫大な費用をかけてやっていってるか、その集中浄化に対してもやはり分流式ですか、それをとっておられるという事が、効果がなかなか表れてこないんじゃないかな、そういう事を心配しますので、何かいい方法。当然、先進地の方についても検討を加えておられるんだと思うんですが、接続されていく状況というのが、以前に聞かせていただいたら、率的にはいいという話も、この委員会でも聞かせてもらったと思ってますが、いいからそれでいい、というもんじゃないと思いますので、特に一桁の時分って言ったらおかしいんですが、4年から10年位までに面整備をされた場所については、重点的にと言ったらおかしいですが、PRして、早く繋いでいただく、そちらの方が100%くるような感じで増えていくのが、私は理想だと思うんです。その点について、色々町としての全体を考えていただきたい。



そして、それらの、これは以前に私も他の委員さんもみなおっしゃったと思うんですが、供用開始した時に下水道課の人員大丈夫かという話もさせていただいて、助役からも頑張ってくれてますという話も聞きました。結果的には一名増員していただいたんですね。やはり、いろんな事がこれからも出てくると思うんですが、それらの事も考えながら12月議会に向けて、これからの事もありますので、再度増員というんですか、それらの事を考えていただきたいなと思うんですが、今の段階でどうですか。町長か助役に。

助 役

ただ今小野委員から話していただきました通り、一名増において下水道課が、本事業についての事務執行をやっています。そういう事を含めて私どもどちらか言いますと、今、小野委員は一名をより増というような形での提案はされたわけでございますけれども、現時点段階では今の体制で十分問題なく進んでいるのではないかと私は思っております。いずれにいたしましても、やはり下水道課の職員がその職務というものを全うして、そして頑張ってくれてますから、十分業務に対して答えられる、このように思ってますので、職員を増にする事によってただだらけるというような事もあると思いますから、今後将来的にそういうような事を十分考え、また課に対する職務の状況を見ながら考えていくという事に考えたいと思うんです。12月議会やからという事ではなしに、将来的な課内のを見る中で職員の体制を充実していきたい、このように思ってますのでご理解願いたいと思います。

小野委員

例えば一名増員していただいたらいいんじゃないかなという、以前に一名増員してもらったという事と、なんですが、それと先ほど私が質問させていただいて谷口課長からも答弁いただいておりますが、事前に供用開始できる場所、先ほどの吉川委員の質問の中にも同じような事もあったと思うんです。常に供用開始の、出来る場所の接続を急いでほしいと、いろんな意味で、そういう意味でも谷口課長は、下水道課が現場行った場合、というようなニュアンスで答弁いただいたと思う

んですが、私は町全体、そういう意味での下水道課へのタイアップというんですか、協力体制も含めて、古いとこの接続が進んでいくように、また体制のいろんな工夫をしていただきたい。その事をお願いしておきたいなと思います。結構です。

委員長 他にございませんか。 浦野委員。

浦野委員 先ほどの吉川委員の関連質問なんですけれども、谷口課長の答弁の中で、平成22年度までの供用開始戸数が2,700戸という事で。

( 「違う、違う。今繋いでるのが2,700戸。」との声 )

浦野委員 平成20年度に今度見直しをするという事でございましたけど、斑鳩町全体の戸数から見れば、まだパーセンテージ低い戸数で推移しております。平成20年度に見直しをかけてという事でございますけれども、住民の中で繋がる予定の、まだ未だにないところにおきましては、非常に不公平感と言いますか、多々聞くわけなんです。うちはまだ予定にも入ってないというようなことで。それと逆に幹線工事をずっと、龍田北とか行われてますけど、そこら辺はええわなというような事で、非常に差別されてるような住民の声を多々聞くわけなんですけれども、下流地域から整備していかんなあかんとか、また線を延ばしていくのに、幹線から延ばしていかんなあかんとか、色々な諸事情も分かるんですけども、いっぺんに、例えば5年間でいっぺんに100%完了とかいう工事ではございませんので、そういった事情も分かるんです。また住民の方も分かっているらしいんですけども、やはり自分の家の前の道路にいつ来んねや、というようなことで、非常に不公平感が出てきてるわけなんです。先ほどおっしゃいました平成20年度に見直しという事でございますけれども、その段階で不公平感を払拭、ある程度でも払拭していただきたいなと思うんですけども、その辺のお考えについて、お聞かせ願えますか。

下水道課長 誠に公共下水道、お待ちいただいているという事で有り難いご意見でございます。しかしながら町の財政とも、色々相談していく中で、やはり平成20年の最後見直しという事であれば、だいぶと期間的に時間もとれると思います。そうした中で十分検討するような形で、今おっしゃっていただきましたように不公平感というのは払拭できるように出来るだけ努力をしていきたい、その中で拡大を考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

浦野委員 今、考えていきたいという事でございますけれども、平成20年度に変更をお考えになる時に、達成率と言いますかスピードは、今のスピードでいかれるんですか、それともよりスピードアップされるんですか、その点分かっておる範囲で。

町長 今、谷口課長が申しましたように財政事情等考えますと、いま国は三位一体の改革等で、特に今の県の幹線管渠等についてはやらない、という6団体の関係のところで申されてます。しかし、私も全国の町村の下水道推進協議会の会長を仰せ遣いながら、今、国土交通省下水道部長を始め、先頭に立ちながらこの19年度の予算がどうなっていくのか、そういう事について、今真剣に国と、財政当局と十分話合っています。19年度予算が今後3年間に反映してきますから、この19年度の下水道の関係の予算が増えていきますと19年、20年、21年は、3年間は確保されるという事でございますから、その辺の財政当局との、これから闘いだという事で、色々決起大会とか、これから大会がこれから進められてきます。そういう中で出来るだけ我々としては、末端の町村の下水道の進捗率が非常に悪い、まだ現在かかってないところもあるし、斑鳩町の場合は26%か27%という状況ですから、そういう事を考えますと出来るだけ国からお金を、予算をつけていただいて、出来るだけ我々が住民のご要望に応えられるように努力をしていく事が一番大事であると思います。浦野委員おっしゃっ

ていただくようにスピード化するという事が、それは当然我々としては出来るだけの事を、今現在やらせていただいて、龍田北の関係等についても、一年ほど早くこうしてやらせていただいて、これもやっぱり皆様方のご協力の賜物と喜んでおります。浦野委員、そういう事も踏まえて、出来るだけの努力をして参りたいと考えております。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受け、了承したということで終わります。

次に9月定例議会からの継続審査案件となっております(2)陳情第1号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その1)(3)陳情第2号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その2)を一括議題と致します。本件について、9月定例議会以後で進捗等ありましたら、理事者の方から説明をお願いしたいと思います。藤川都市整備課長。

都市整備課長 それでは、(2)陳情第1号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その1)、続きまして(3)陳情第2号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その2)につきまして、前回委員会の後の状況につきまして報告を申し上げたいと思います。

まず、計画地の所有権に関する事項についてでございます。前回の委員会までにおきまして、香芝市内に住所をおきます株式会社ダイワ・ファーストと申します法人に所有権が移転登記がされたという事について、報告をさせていただいておりましたところ、去る9月22日付で、さらに東京都内に本店をおきます株式会社アゼルと申します法人に所有権が移転をいたしております。この件に関しましても、代

理人に確認をいたしておりますが、今後の事業展開につきましては、明確にはなっておらないという状況を聞かされております。また、地元の自治会長さんともその後、情報交換を行ってきておりますが、現在のところ地元に対しましても新たに事業主から協議等の申出等はないとのことをごさいますして、町といたしましては、今後も状況を注視して参りたいという風に考えております。

以上簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。  
吉川委員。

吉川委員 前回申し上げて耳にたこになると思いますねんけど、私一番心配してるのはですね、三室交差点から下田の169になるんか、今バイパス出来てますんで、165号線までの間を25メートルにするという事を聞いておるわけ。理事者の方も国も積極的にそれはやらなくてはならないというような返事もいただいとるという事も伺っておるんですが、今、陳情出ているところ、それから変電所の南側で50戸の計画が、建つという事で、その関係について、18メートルの計画はされておりますけれども、25メートルになるとですね、やはりまだまだあれ、どっち寄るかも分かりませんし、そこらどういう考えをもって、町として対応していこうと思っておられるのか、私が一番心配するのはですね、今、鋭意努力、これも町一生懸命やっただいてますんで、目に見えてパークウェイが進んできておる、その中で、パークウェイが完成した時点であの地域がどうなるんかという事は、私、今から考えていかななくてはいけないと思うんですよ。それから、三室病院を建てる時には、三室病院の前にある信号では、右折車線をつくるという事で、つくれという事で公安委員会からも指示が来てるわけなんです。その当時は確かに斑鳩町長も三郷町長もですね、一生懸命になって地主さんの所へ、私も行きましたけどもでんな、頼みに行ったけどもちょっと無理だったんで、あれ右折車線できなかった。しか

し、今こういう大きな建物が仮に完成、許可おろされますとですね、これはもう一生不可能だと思うんです。そこらを、斑鳩町の将来としてどう把握し、どういう指導をしていこうと思っておられるのか、私聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

都市整備課長 現在、マンション計画がこの陳情であがっております件、それと今、委員の方からおっしゃっていただきましたように、変電所南側でまた一件、計画があがっているという状況でございます。先の都市基盤整備特別委員会におきまして、ご報告を申し上げておりましたように、三室交差点から王寺方面へ向けまして、いかるがパークウェイの延伸部分であります、今、国の方で都市計画変更をするための準備といたしまして、予備設計を進めていただいております。この中におきまして、現在の、今計画が出ておりますマンションにつきましても、情報提供いたしまして、それを考慮する中で計画を進めていただくように、町の方からもお話を申し上げておまして、ただ、現状のところ都市計画の変更には先立ちます予備設計の計画については、まだ現在示されてはおりませんが、その中でこのマンション計画につきましても、事前協議を出てる中では、現状のところ私どもといたしましては、どうしても18メートルの現在決まっております計画でしか、事業主、代理の方には指導できないという状況でございますので、出来るだけ早い段階で国の方へ設計をまとめていただくようにという事で、現在お願いしているというようなところでございます。

吉川委員 説明を聞いてますと、そうかなという感覚になるわけなんですけれども、私言いかけてからでも、もう10年どころやないと思うんですよ。25メートルの計画を言われた時も、もうそんな何年も経ってるわけなんです。しかし一向にその姿が見えてこない、だから私は斑鳩町としてどうやるんやと、国へお願いしてる、県ですか、国やと思うんですけれどもお願いしてると。私は斑鳩町が42年までに都市計画審議会、あの時は26人かおられたと思うんですよ。反対されてた

ん待野さんだけですわ。やっぱり斑鳩町の将来はこうあるべきだという事で、確かに18メートルの計画をされた。今度、ありがたい事に三室交差点まで延ばしてもらってですね、下田まで、香芝まで25メートルにしようという事で、王寺は目に見えてやっておられます。斑鳩町は何の目に見えた構造が出てこない。出来上がってしまうと、こんな絶対出来ませんよ、絶対と言うていいほど出来ませんで、これ。その中で斑鳩町の将来を見越した、やっぱり私は計画を練りですね、それに向かって私は何も理事者だけやなしに、私たちも含めてでんな、町民あげて、やっぱりこの運動に携わっていくというのか、あげてですね、やっぱり斑鳩町の将来の町づくりを、私は考えていくべきだと思うんですよ。私が今、口で言うてるように簡単にいかんのは良く分かってるんです。よく分かってるけども、やっぱり斑鳩町の将来考えたら、それをやらなくては、仮にパークウェイは出来るわですな、あこで今のままの道やったらどないなるか、もう目に見えてますやんか。今でも三室病院行くのに、あこで停まらしたら、一台停まったら真っ直ぐ行けまへんねん、渋滞しまんねん。昭和橋の手前には信号ある、王寺の方は大きくして、あんなにされたけど、また橋渡ってすぐに信号がある。あの橋も前には確か部長だったと思うんですけれども、4車線なんねん、片道2車線なんねんという事も聞いてるわけなんです。その事が全然言葉だけで目に見えてこない。こんな状態でね、斑鳩町よくすんねや、言うてもですね、誰も信用できませんが。確かにお金要ります。要るけども私はやっぱりそこへ金かけてもですね、斑鳩町の100年も200年も1000年の向こうの計画に向かってね、私はやるべきだと思うんです。今現在、この前でも都市計画審議会で駅前道の事言うたらでんな、有り難い事にパークウェイ反対してはる方がでんな、やっぱりそら吉川さん言わはる通りや、道つくらないかん、言うてくれてるわけ、思てはるわけ、みんな。悲しいかな、自分とこの、自分とこ言うたらあかんけど、自分の近くで出来るようになったら反対される、これはよくある事ですねけども、しかし、それを乗り越えてね、私はやるべきだと思うんですよ。もうちょっと

大きな考えをもってですね、やっぱり確かに財政苦しい、しかしやっぱりそれに金をかけても、やっぱり将来は返ってくるという考えを持ってね、私はやるべきだと思うんです。やっぱり斑鳩町には法隆寺というお寺あるんやからでんな、現在、皆さんご承知のように駐車場にしてもああいう状態ですやん。しかし、これが仮に簡単に言うて法隆寺インターからですね、京奈和も出来る、法隆寺インターから斑鳩町のこの法隆寺まで来るのに混まないという状態になったら、もっと私は増えると思うんですよ。なんで斑鳩だけこんだけ時間かかりまんねんって言われる。そこら私はもうちょっと真剣にね、私は考えてもらいたいと思うんですよ。先ほど申し上げたように、バイパス反対してはる方でもやっぱり法隆寺駅前道路よくせないかんと、今の駅舎がなんぼいいのが出来てもでんな、出来上がっても道できなかつたら何にもなりまへんが、これ。そこらをね、もう少し私は真剣に考えてもらいたいと思うんですよ。もう一度、決意、決意というのか町の考え方を聞かせてください。

都市建設  
部長

パークウェイの先という事で、登記変更について、国の方で今努力をしていただいています。パークウェイについても、稲葉区間の詳細設計、そして県道までの予備設計、そしてまた三室から王寺までの設計業務、今県道から王寺までの設計業務、発注をしてもらって、町の担当と協議も重ねてきているところです。それまでも、それ以前にも三室から王寺までの間についての構造について、色々国からも協議をしてまいりました。その協議をしている中でもなかなかまとまらなかったという事がございますので、王寺から香芝までの登記変更も遅れてきているというような状況で、今年度できればというような事は聞いてるわけですが、そういった事も国と共に三室から王寺の間について、出来るだけ早く登記変更をやっていくという事で、協議を重ねておりますので、その辺についてはご理解していただきたい、今後も努力をしていきたい、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。



吉川委員　そしたら、設計をやっていただいているという事なんですけれども、それはいつまでに出来上がる予定になってますの、この設計は。

都市整備  
課長　設計につきましては今月まとまるという事なんですけれども、あくまでそれは計画でございまして、それから各関係機関との協議が進められてまして、都市計画の変更の手続きに入っていくという事でございます。以上でございます。

吉川委員　もう一度ちょっと言っていたきたいんですけど、11月末で設計が出来上がる、それから色々な協議を行う、こういう事なんですけれども、この協議をされる期間って言うんですか、それはどれ位で終わるんですか。予定というのか、目標を立ててこうやっていこうとおっしゃっていただいているのか、次は設計出来たんやからそれに基づいて一回みんな協議せんないかん、それもいつ、ダラダラっというままでやるんか分からん状態では私は困ると思うんです。それは決まっているんですか。約、年数っていうのか目標年数ですな、いつ頃都市計画をうてるんかですな、私、都市計画をうっていただくと、先ほどのこの陳情も含めて、それからマンション計画あることも含めて、やっぱりそういう指導というのか協力を求めていけると思いますのでね。しかし今の状態でしたら、18メートルしかやれまへんねんというも聞いてるわけ。18メートルについてはちゃんと引いてくれはる。しかし、仮にあこ一本入るようなマンション建ってですね、そう簡単にね、業者というのか、その持ち主も引いてくれないと思うしですね、引いてくれないというよりも協力をしていただけないと思うんですよ。こちらもそうですけれども、こちらの方はちょっと止まっているような感じでそう簡単には進まないと思うんですが、だからこれを、こんな状態の時にこそ、課長が説明していただいたような事を、先ほど部長からも返答いただきましたので、努力してもうてんねんな、という事は私も感じたわけなんですけれども、どうも遅いように思っていますね、しょう

がないわけです。議事録見てもらったら、わしこれもうずっと言い続けてまんねん。パークウェイ出来へんだらね、そないえらい心配しやんでもいいねん、しかしやっぱりパークウェイ出来上がって、今度一番被害被んの、あこの三室から竜田川くらいまでの間が一番被害被ると思いますよ。そうやってきたら、これ、竜田川の6メートルの計画道路、私はある程度、こういう事言うと地元の方にお叱り受けるかも分かりませんが、私はあちらへ回られる。だから私は、これは絶対6メートルにしてもらわないかんという事で、お願いをし、覚書まで交わしてるわけなんです、しかし未だにそれも出来ないわけ。ある県会議員通じてでも何とかして欲しい、いや、今度吉川さんこんだけついたらよってに、やれまんねん。そんで地主さんをお願いに行ったら、地主さんは了解してくれてはんねん。しかし実際に全然そういう中身の話は審議してもらえない、そういう事が続くとはですね、その方も、またか、という事になりますやんか。もうちょっと斑鳩町全体の事を考えて、私はやっぱり金かけるところは金かけてですね、皆さんが納得できる、やっぱり都市基盤、都市計画をやるべきだと私は思うんです。どうも斑鳩町はそういう事に対しては弱い、はっきり申し上げておきます。確かに努力はしていただいています。しかし、今の状態では何のことも見えてこない、こういう事では困りますんで、もうこれ以上申し上げませんので、先ほど部長が答弁していただいた、また課長が答弁していただいたことは、これは町長、助役、三役も含めて斑鳩町の考え方だという事で、私も心に留めておきますので、是非とも私はその線に向かって最大の努力をしていただくように、お願いだけしときます。これはまあ駅の問題もあり、色々問題ある、難しいのよう分かってますねや、分かってるけども、やっぱり斑鳩町の将来考えたらこれをやっとかんとですね、一番幹線になるわけです。昨日でも気付かかったか知らんけども、どんな状態でしたん、昨日。ちょっと西名阪で事故あったら、すぐ分かりますが、竜田川の、25号線の沿線見てたら。神南からここまで来るの何分かかります。そういう事もありますんで、私は最大の努力をですね、特にお願いをしとき

ます。終わります。

委員長 協議の期間云々とお尋ねされてますけど、よろしいですか。  
吉川委員。

吉川委員 分かってあったらお願いします。

委員長 藤川都市整備課長。

都市整備  
課長 協議の期間でございますけれども、これは現在のところまだ明確にはされておりません。都市計画の変更の手続きだけにおきましても、1年等はおかかってきますけれども、その前段といたしまして、我々斑鳩町、三郷町、王寺町、各それぞれの自治体と道路形状等に関します協議がなされていく必要がございますので、まだ現在のところそういったものは周知はされていないというような状況でございます。

委員長 中川委員。

中川委員 マンション建設の用地が今、所有者さんが東京に本社を置くアゼルという報告ありましたが、近畿圏と言うんですか、関西の方、またもっと絞り込んで斑鳩に一番近い所で支店というものがあるのかどうか教えていただきたいと思います。

都市整備  
課長 支店につきまして、ちょっと明確には確認できておりませんけれども、このアゼルにつきましては、東京、神奈川、千葉、埼玉、関西というところで事業を行っているという風にだけ、現在のところ把握しておるんですけれども、申し訳ございません、一番直近の支店がどこにあるかという事はちょっと把握しておりませんので、ご了解願いたいと思います。

委員長

小野委員。

小野委員

それに関連してなんですがね、開発されている中で、先ほど藤川課長が代理人から今後の事業展開については明確ではないという、そういう事を聞いておりますという事で、事業展開が進んでこないという意味で話しておられますし、代理人という事は、開発申請の代理人だと思っんです。ちょっと教えて欲しいんですが、地権者が代わっても開発事業というのは、開発事業者というのがまた別にいて、地権者代わったからといってまたちょっと止まるんだとか、計画どうのこのもって行くんじゃないという事とも、地権者替わってるからそれからいろんな事が変更になるんだとか、ストレートに地権者の変更が事業の推進というのか進行に対して、確かにブレーキがかかると思っんですが、地権者の要望とか入ってくるからね。だけどあまり影響ないかな、とも考えてるんです。という事は、開発事業を申請してくる代理人、代理人はコンサルか何かやと思っんですが、事業主が居て、事業主イコール地権者とは、必ずしも限らないのかなと思っんですけど、その点はどうなんですかね。

都市整備  
課長

今、委員ご指摘いただきましたように、確かに地権者と事業主とは必ずしもイコールじゃないという事で、今回のマンション計画につきましては、当初は地権者1名、事業者2名という事でスタートしております。従いまして、今回アゼルという会社に替わりましたけれども、事業主がそのままいくのか、あるいはアゼルに替わっていくのか、というところ辺も含めまして、まだ定まってないというような状況でございます。

小野委員

その代理人にとってみても、委任を受けてる、受けてるというか、開発申請の委任を受けてる中の一人が地権者が居て、以前の、そこへ加わるかどうかという事も明確でないし、不確定やと。だからその状態で、代理人にはそれは、そしたら、決まってからもう一回話を持

ってくるのを、こうして陳情もあがってる事だからという事で担当から今の代理人に問い合わせしていただいて、今報告していただいた、そのように解釈したらよろしいですね。

委員長 他にございませんでしょうか。

この件につきましては、以前よりずっと継続審査という事になっておりまして、今回も理事者の方から、明確でないという事から、今後どういう方向で、というのをちょっと委員さんからご意見をお聞きしときたいと思いますが。

浦野委員。

浦野委員 先ほど、理事者の方から報告あった、所有者が替わった、小野委員からも質問があって、所有者が替わったから事業開発が全く別のものに変ったかどうかの判断がつきにくいという話が今ありましたけども、推測でものを言ったらあきませんけども、所有者が替わった、それと現地を見ますと草だらけ、看板が白っぽてになりました、その後看板が撤去されたと、何か素人判断ですけれども、事業主が替わってるんじゃないかなと、私は思うわけなんです。住民にしますと、非常に心配やな、どうなっていくのかなというのがあるとは思いますが、この陳情につきましては、いったん継続審査を取り下げたらどうかと、新たにまた動きが出てきた時に、また住民の方から再度発生してくるかも分かりませんが、来ないかも分かりませんが。継続審査については、私はもう取り下げたらどうかと思うんですけどね。

委員長 中川委員。

中川委員 このマンション建設の申請は取り下げはされてませんねんな。今も同じ状態です。という状態ですので、やっぱり住民さんの陳情を受けてる委員会の答えというものを、まだ出せる状態ではないので、このまま継続にしといていただきたいと思います。

委員長 小野委員。

小野委員 私も中川委員の方の考えなんです。確かに浦野委員がそうして現場を見た限り、再度開発が出されるかどうかというのは疑問だというのは、私もそう感じますねけど、今これ継続をうってきて、陳情書を審議させていただいてる中でね、どういう形で返事するのか。住民の方にこれは開発が当分の間なされないだろうという状況判断で、仮に取り下げという言葉はちょっと分からないんですが、そういう状態で、この委員会としては審査を打ち切るという形をとれば、住民の方もどういふ返事をしたらいいのか、という事もありますし、今、中川委員がおっしゃったように、あこで開発申請をされてる、その事をとらまえてこれは6月議会ですかね、住民から陳情されて継続という形で審査してそのポイントしては、今中川委員が担当に聞いたとおり、開発申請を取り下げられた段階だったらね、またそういう手法、そういう形を、そういうのもいいかなと思うんですが、私は今後、継続審査としてこの委員会で見守っていくというのが妥当ではないかと思えます。

委員長 吉川委員。

吉川委員 私も、いつ何時またこれ出てくる可能性があると思いますので、そのままにしといた方がいいと思います。

委員長 各委員さんからご意見を聞かせていただきまして、浦野委員さんにあつてはいったん取り下げという事で、また今度出てきたときに継続という事で話がありました。あとの3人の方が継続したらいいという事での返事をいただきました。

まとめますと、今後も継続していくと、見守っていくという事でお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

( 異議なし )

委員長 そしたら継続審査として、本日は終わっておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。本件については引き続き状況等を見守っていくこととし、継続審査と致します。

次に、12月定例議会提出予定議案について、あらかじめ理事者から説明を受けることにいたします。

はじめに、(1)平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてですが、予算等の審議の順序から(5)町長専決処分について承認を求めることについて(平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について)の方から、順序立てて先に説明を願う方が良いと思いますので、レジメの順序を変えて、(5)の専決処分の補正予算第1号についての説明を求め、その後補正予算第2号の説明を求めるとにしたいと思いますが、そのように進めることにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

それでは、(5)町長専決処分について承認を求めることについて(平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について)理事者の説明を求めます。 谷口下水道課長。

下水道課長 それでは、町長専決処分について承認を求めることについて(平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について)

ご説明させていただきます。お手元資料6をご覧くださいませうか。

まず、専決処分書の朗読をさせていただきます。

( 専決処分書朗読 )

下水道課  
長

まず、この補正予算につきましては、継続費の補正でございます。これは、9月議会定例会に上程し、契約の議決をお願いし工事執行するところでしたが、仮契約期間中の契約業者につきまして、指名停止を行い、仮契約を解除したことにより、2つの工事路線について改めて12月議会定例会に上程し、契約の議決をお願いするところでございます。そうしたことから、入札手続きを進める上で予算措置を済ませておくため、9月28日付けで地方自治法第179条第1項の規定により、町長専決処分をさせていただいたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認を求めるものでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。資料2ページ目をご覧くださいませうか。

第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費、事業名、公共下水道事業（龍田西汚水幹線）及び（神南汚水幹線）でございます。双方共に総額を変えずに、年度の延長及び年次割り額の変更をさせていただいたものでございます。

それでは詳細についてご説明させていただきます。まず龍田西汚水幹線でございます。総額は、8億円で当初、平成18年度2億8千万円、平成19年度5億2千万円のところ、平成18年度4千万円、平成19年度5億2千万円、平成20年度2億4千万円に予算補正したものでございます。

次に、神南汚水幹線でございます。総額は、4億円で当初、平成18年度1億4千万円、平成19年度2億6千万円のところ、平成18年度2千万円、平成19年度2億6千万円、平成20年度1億2千万円に予算補正したものでございます。



それでは、1 ページをよろしく願いいたします。朗読させていただきます。

( 補正予算書朗読 )

下水道課長 以上、簡単ではございますが12月議会定例会におきまして、ご報告させていただき、承認を求める予定でございます平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

小野委員 全くちょっと素朴な質問なんですけど、これは例によって、例の9月議会で契約が出来なかったというのか、いろんな事情で出来なかったという2つの工事が2ヶ年事業だったのが3ヶ年事業に、やむを得ず3ヶ月遅れるという事での補正だと思うんですが、一つちょっと教えてほしいんですが、入札執行までに専決処分しておかなければ、という事は当然なのかなという疑問があるんですよ。それは行政として当然、予算措置が出来てないのを入札執行することはおかしいんだという考え方の上であってるんだと思うんですが、仮にですよ、不吉な予感がしてきて、先ほど町長からも低価格入札、応札があったという事で今、調査されている。そして、その2件をこの12月議会に、議会に上程すべく今調査されている段階、また後で説明もしていただけたらと思うんですが、前回のようなことが起きた時に、12月議会でまた上程できなくなったとか、議決が諸般の事情で本契約に持っていかれなかった、そうした時に当然工事にかかれなから、3月議会を目指して今度はやるんです。その時にもやはりもし仮にそういうことになっても入札される、仮の話で申し訳ないんですけど、その時にはこういう専決処分をしてから入札しか、これは方法はないんでしょうか

ね。だから、素人考えでね、契約が出来た段階でこの繰越ですか、その継続費の補正という事です事はやっぱりダメなんですかね、そこらについてはどうなんですかね。

上下水道  
部長      ご質問の主旨はよく理解できるんですけども、契約の段階で工期を入れて参ります、議決から何日間という工期が入ってまいりますので、その工期が例えば今545日間となっております。議決から最終日、これは平成20年度になってまいりますので、その時の予算の担保がしてないために執行が出来ない事になってまいります。そうした事からこの継続費という形をとらせていただく、年度割に変えさせていただくという事になってきます。以上でご理解いただきたいと思えます。

小野委員   何もこの専決処分という事をどうのこうのじゃないんですが、議会へ上程する時に仮にですよ、本契約に持っていくためにも議会の議決が必要となるんでしょ。だからそれを当然この12月議会に出される。そしたら、それが確実になった段階で同じ議会で同じ会期の12月の時にこれを、継続費の、今から3年度のところで分割って言うたんかな。

( 「年度割です。」との声 )

小野委員   年度変え、それを同じように出されてもいいんじゃないかな、そのように思うんですよ。だから、部長がおっしゃるのも分かるんですけど、前もってこれをされるという事は、きちっとした入札執行するためには、絶対必要な事だと、予算的にどうだという、それも分かるんですけどね。前回のこともありますので、という事でちょっと。執行できないというのは予算化出来てないから執行できないんじゃないんですか。だから、これ、工期の問題を話されとるんでしょ、だから今のこの入札を執行するのに工期がある、これが3ヶ年かかる工期やと、だからその3年後のここにも予算がなかったらダメやと、それは入札を

執行する時に必要かどうかというのは、私はもうちょっとどうかなと思うんですけど、ちょっとまだ理解しにくいんですけど、別段この行為については、別段これはこういう具合にしておかなければならない、という事だから、普通そうしてこういう年度変わりになってくるとか、継続を2ヶ年事業とか3ヶ年事業とかについては、こうして全部前もってしておかなければいけない、という事だから、それは一つの単年度でやってる中での事もありますので、今こうして前もってしとくというのはどうかな、という気でいてるだけです。専決をしとかなければいけないという理由がまだはっきりと理解できてないだけです、入札まで、という事に対して、私は契約という段階で十分だと、そのように思ってます、契約行為ですから。それだけです、意見として。

委員長 他にございませんでしょうか。 吉川委員。

吉川委員 実際には9月で契約をして2年でという事だったんですけども、2ヶ月遅れる事によってね、3年に継続せんないかんという理由ですね、あとの事業まで影響してこないかですな、あと工期とかは、まだ説明受けてませんので、はっきりした事言えないんですけど、前は548日という日程を示しておられたんですけど、今度の場合はそれ以上増えたんですかね、増えたんだったらこれ、ここで説明を求めやんなんのか、次の時でしたらいいのか判断に苦しんでるんですけども、まずこの3年になった直接の原因というのか、一番最大の原因をお示しいただきたい。

上下水道  
部長 3年になりましたけど、工期については後ほどご説明させてもらう資料にもございますけれども、545日という事で、前回一部工法を変更してる関係で3日短縮になっております。しかしながら着工が3ヶ月遅れてきますので、どうしても20年度に食い込んで参ります。そうした事から3ヶ年事業になってくるという事でございますので、

ご理解の方、よろしくお願いいたします。

吉川委員 それは何故、そない遅れるんですか。工期は3日間短縮なったのに、545日ですわな、なぜそうなるのかですね。

上下水道  
部長 20年度にかかると言いましても、始まる、12月の議決後に工期が始まってまいります、当初9月の議決後の工期でしたんで、その間が当初20年度の3月10何日に終わる分が、20年度の6月の何日に終わるとい、3ヶ月ずれてまいりますので、年度は20年度になるけども日数的には3日短くなっております、という事でご理解いただきたいと思ひます。

委員長 暫時休憩します。

( 午前10時21分 休憩 )

( 午前10時25分 再開 )

委員長 再開いたします。35分まで休憩いたします。

( 午前10時25分 休憩 )

( 午前10時35分 再開 )

委員長 再開いたします。

それでは、吉川委員。

吉川委員 出来るだけ前回の経緯もございましてですね、早い目に自治会の方にも、これ協力求めんと出来ませんので、皆さん駐車場として使っておられますんで、あの土地は県の土地ですので、会長も率先して置いておられる方、個人、個人にお願いして、了解を求めて、前の時は求めておられましたんで、看板についても、議決になったら明くる日

も看板をかけてもらってですね、また自治会と相談してもらって、スムーズに行くようにお願いだけしときます。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 次に、(1)平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について理事者の説明を求めます。 谷口下水道課長。

下水道課長 それでは、12月議会定例会に提出を予定いたしております議案であります、平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明させていただきます。お手元資料の2をご覧くださいいただけますでしょうか。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、8,569万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,779万3千円とするものであります。

まず、歳入でございます。汚水処理施設整備交付金を受け、事業を進めてまいっておりますが、本年度におきましても交付金の追加を受けられることとなり、それに伴い公共下水道事業国庫補助金を4千万円増額、そして一般会計繰入金を168万5千円増額、消費税確定申告に伴います還付金の額の確定によりまして雑入を330万8千円増額、また、公共下水道事業債を4,070万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に歳出でございます。裏面をご覧くださいいただけますでしょうか。

まず、人事院勧告に伴います人件費で、それぞれ差引69万3千円の増額、そして汚水処理施設整備交付金の追加を受けることに伴い、工事請負費で8,500万円の増額補正をそれぞれお願いしたいと考えております。

そして、次のページでございます。次のページをご覧くださいいただけます

でしょうか。

同時に地方債の限度額を7億1,730万円に変更し、また、利率に関する部分でございますが、3.5パーセント以内を4.5パーセント以内に変更をお願いするものでございます。この利率の変更でございますが、景気の緩やかな回復を見込み、日本銀行では量的緩和政策及びゼロ金利政策の解除を実施されましたが、このことにより借入れ利率が上昇しており、今後の動向によっては現在予算措置をしております3.5パーセントの利率を超えることが予測されますことから、今回、4.5パーセントに変更をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、12月議会定例会に提出を予定いたしております、平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 次に、（2）平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）について理事者の説明を求めます。池田上下水道部長。

上下水道部長 それでは資料3をお願いいたします。平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございますけども、収入では第1款水道事業収益、第1項営業収益、第2目受託工事収益で、消火栓工事及び下水道関連工事の受託工事の増によりまして、412万9千円の増額補正であります。

次に支出でございます。第1款水道事業費用、第1項営業費用で人事異動等による人件費関係及び受託工事費の増、減価償却費の減など

によりまして、差し引き431万4千円の増額補正でありまして、内訳といたしまして、第1目原水及び浄水費で19万4千円の増額、第2目配水及び給水費で920万4千円の増額、第3目受託工事費で消火栓工事及び下水道関連工事の受託工事の増により412万9千円の増額、第4目総係費で78万7千円の増額、第5目減価償却費で年度末見込みから1,000万円の減額であります。次に、第2項営業外費用では企業債の償還利子確定によりまして、92万6千円の減額であります。

次に裏面をお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入、第1項企業債で老朽管更新事業の財源手当として2,000万円の増額補正、第3項工事負担金で下水道工事に伴う水道管支障移設工事の減によりまして6,500万円の減額補正であります。

次に、支出では第1款資本的支出、第2項企業債償還金で企業債の償還元金確定によりまして45万1千円の増額補正であります。

次のページ企業債であります。限度額を先ほどご説明させていただいたとおり、2,000万円を増額し6,970万円、また利率につきましては先ほどの公共下水道事業特別会計と同じく、日本銀行の量的緩和政策及びゼロ金利政策の解除を実施されたことによりまして、借入利率の上昇が予想されますことから、予算において定めております起債の利率3.5パーセント以内を4.5パーセント以内に変更をお願いするものでございます。

以上でご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 小野委員。

小野委員 上程されてから聞こかなと思って、先ほどと同じ事なんです。ちよっとこの企業債の限度額、この意味は分かるんですが、現在の利率、実利率言うんですか、それが幾らなのか。そして今の説明の中で3.

5%を超える可能性があるという事で、こういう措置をとっておかなければいけないという事だと思うんですが、この中で但し書というのをどのように理解したらいいのかなと思ってね。見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業と言うんですか、その利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、という但し書の意味がね、もうちょっと教えてもらいたいなど、上程されてからにしようかなと思ってたんですが、同じようなの出てきたので、ちょっと聞かせてくれますか。

上下水道  
部長 企業債を借り入れする場合に2通りの方法がございます。金利固定型と金利変動型の二つがございます。金利変動型を選んだ場合につきましては、当然物価上昇に応じて、それと長期プライムレートの変更に応じて利率も変わって参りますので、それはその時の利率にしますよと、ただし借り入れる当初につきましては4.5%以内でさせていただきますよという事でございます。当初はこの4.5%でございます。それと現行の利率につきましては、直近で下水道の起債が借りた分で2.3%の分がございました。それと、公営企業、水道会計の方で借換債が一番直近に借りております。借換債につきましては、期間も短いという事で、2.5%で借りております。以上です。

小野委員 もうちょっと勉強してから今度、開会中の時に質問させてもらうか、それまでに、分からなかったらそのままにします。分かってきたらちょっと質問しますので、よろしく願いします。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 次に(3)平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)の説明を求めます。 谷口下水道課長。



下水道課  
長

それでは、12月議会定例会に提出を予定しております契約議案についてご説明させていただきます。

平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、2つの議案を12月議会に上程し、審議をお願いする予定でございます。これにつきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えることから、工事の請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）のご説明をさせていただきます。お手元資料4をご覧くださいませでしょうか。

工事名は、斑鳩町水質改善下水道事業第11処理分区龍田西污水幹線工事で、契約の方法は制限付一般競争入札、工事場所及び工事概要につきましては、2枚目の付近見取り図を添付いたしておりますのでご覧くださいませでしょうか。稲葉西1丁目地内で岩瀬橋西詰めを、町道502号線から竜田川右岸町道501号線を北上し、竜田大橋交差点を左に曲がり、国道25号線を横断、そして県道王寺・三郷・斑鳩線を西に向け、龍田西2丁目地内まで路線延長といたしまして約900メートル、その内容といたしましては、泥土圧式ミニシールド工法で口径1,000ミリを施工する予定でございます。

なお、工事期間につきましては、議決後、平成18年12月20日より、545日、平成20年6月16日までを予定いたしております。

去る、11月8日に郵便による制限付一般競争入札を執行いたしました結果、7社による応札がございました。そして最低応札者におきましては、低入札調査基準価格を下まわっておりますことから、低入札価格調査を現在、実施しているところでございます。調査対象者は、鹿島建設株式会社奈良営業所、価格は消費税込みで4億8,825万円でございます。なお、予定価格に対します割合につきましては、約61.5%でございます。調査の結果、適合した履行がなされると認めました場合、当業者と仮契約を締結し、12月定例会に上程させ

ていただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、12月議会定例会に提出を予定しております、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）のご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただけますようお願いいたします。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 小野委員。

小野委員 先ほどの、出てましたが、工期を3日短縮したという事で、前回のとちょっと比べてるんですが、全く工法も一緒ですし、立抗も全く一緒だと思うんですが、今回の到達抗、到達抗だけ書いてなかった、今回応札された業者数と調査対象業者のパーセンテージを聞いたんですが、前回と比較されて予定価格、それからあれは何パーセントか告示してますね、先にね、低価格入札の対象にしますという事で、そのパーセンテージと、それから応札された業者の数の中で何社が前回あったのか、ちょっと資料お持ちだと思うんですが、お示し願いたいと思います。

下水道課長 前回のこの場所におけます応札でございますが、予定価格につきましては、前は税込みで7億9,485万円、そして低入札調査価格といたしましては、6億3,568万1,550円、税込みでございます。パーセンテージにいたしますと79.98%でございます。そして今回、予定価格でございますが税込みで7億9,380万円、これの予定価格の比率でございますが98.99%、低入札調査基準価格でございますが、6億236万9,250円、税込みでございます。そしてこれの低入札基準価格パーセンテージにつきましては、75.88%でございます。前回は応札いただいた落札率につきましては、61.96%でしたが、今回61.51%で応札された状況でございます。

業者の数でございますが、前回は11社で今回が7社でございます。

小野委員 低価格の範囲で応札された業者の数、数だけで結構です。

下水道課長 現在、7社応札していただきました中で、低入札基準価格を下回りましたのが6社ございました。以上でございます。

小野委員 前回、ああいう事がありますので慎重に、裁定者の方と調査をやっていたきたい。前回も少し触れましたが、対価表と言うんですか、それについては当然、この中での調査実施の、その価格により入札した理由及び入札価格の積算書、当然これがありますし、これの単価面を色々計算、チェックって言うんですか、なぜその単価で積算できたのかという事を調査していただきたい、担当としてはね。前回の答弁で揚げ足をとるようで悪いんですが、検算をしてもらってますという、その検算という言葉については、ただ掛け算をしておられただけかな、というような皮肉も言いましたけどね、そこらが一番ポイントだと思うんです、当然担当の方はご存じだと思いますけど。それと前回にもお話をしたように、信用状況、状態、それらについてどうなのかという事。前回は偶然という形で報告を受けました、インターネットでそういう事があるという事ね。今回も色々、この建設業界はどういう風が吹いてるのか知りませんが、色々あちらこちらで福島県とか和歌山県でいろんな事も起きてますので、今度応札された中の業者の中にもそういうところに触れて、触れるっておかしいけど、関係されてる業者も無きにしも非ずだと、私も思いますし、慎重にやってもらう事は結構ですし、慎重にやってもらいたいし、また慎重にやる事によって、また契約できなくなってしまうたら、同じ事の繰り返しでいかなければならない事にもなりますし、そこらはやはり前回の一つの事件と言うんですか、それを教訓に担当者、もちろんですけど入札執行された財政課の方もしっかりとやってもらいたい、そのようにだけ申し上げ

ておきます。

委員長 他にございませんでしょうか。吉川委員。

吉川委員 これはお願いなんですけれども、これ今いただいてですね、契約金額とか契約の相手方の名前書いてませんわな。出来たらこの入札終わってますねな、鹿島という事で。それだけまず。

下水道課長 現在、低入札調査基準価格を下回っておりますので、単に応札した業者と応札した金額という事で口頭でご説明させていただきました。この調査の結果、履行が可能であると認めた段階で業者、落札者、落札金額というような形で決まってくるので、12月議会定例会におきましては、業者名、金額につきましては入ると。現段階では落札じゃないという事でご理解いただきたいと思います。

吉川委員 先ほどの口頭でもね、言わはったらわしら控えてるわけや、これ。同じ事やと思うで、こんなん。説明受けたらそうかなっていう感触は持ちますけれどもですね、ここまで書いてくれてんねやからね、私はもう金額等ですね、一番何で、そういう話をしてるという事も何やったらちょっと書いてもろてですな、出してもらえたらありがたいと思うんです、それはもう無理やおっしゃるんなら、それで結構ですけれども、出来たらそういう方法をとってもらうように、処置してもらえるようお願いしときます。

助 役 今、課長が申しましたように、現時点では最低価格を応札した者と、これは落札者じゃないわけであって、この調査制度を導入した場合は仮に適合な履行をされないと、調査の中で認めた場合については、いわゆる順次者、いわゆる2番札の人を更に調査するというような形の制度でございますので、吉川委員がおっしゃる事は良く分かるんですが、我々としては委員会等に報告するのは、応札者であって落札者じ

やない、もちろん説明の中では金額的に申し上げましたが、それは応札金額という事で理解してほしいなと思います。

委員長 小野委員。

小野委員 今のに関連してですけどね。前回の時も全然気付かなかったと言ったらあれなんですけど、この事前の委員会でこのようにして提出予定議案として説明していただくには、もう少し資料も出していただけるんじゃないかなという気持ちがあるんです。と言いますのは前回の時に、低入札価格調査実施して、それが完了した時点で初めてこれ、入札結果についてというのを私らのところに入れてもらってます。そこにはやっぱり落札と書いてる。このデータでね、もちろん落札してない、落札者がまだ決まってない、この時点ではね、今日の委員会。だからこの、どんだけ応札されたかという事をね、ここの入札結果を応札結果でも結構ですよってにね、これを付けてもらって事前のところで説明受けてたらもう少し分かりやすかったのかなと、私が先ほど何%やねん、どうのこうのと言うてるしね、そういう事で、もうないやろと思いますけど、前回ももうないやろという事で本チャン入ったら、ガターンって引っくり返ったからね、ありますから。前回の時もせやな、こういうのがあったらよかったのにな、という事もあったんです、分かりやすかった、その内容がね。だけど実際の審議させていただける時までにはこれは間に合った、だから31日か告示までには低入札価格調査実施が終わったという事で提案してもらってる、そういう経緯あります。もうないとは思いますが、出来たらこれは出す事は出来ますね、落札者決まってないけど応札状況という事でね。追加で付けてもらってもいいかなと。

委員長 暫時休憩します。

( 午前11時02分 休憩 )

( 午前11時02分 再開 )

委員長 再開いたします。 小野委員。

小野委員 それで結構です。

委員長 中川委員。

中川委員 3. 契約金額って書いてるところを最低価格で応札された金額というように変更してね、4. をね、最低価格の基準を下回っているので調査の相手方とかいう風に書いてもらって、吉川委員おっしゃってるように出してもらったらいんじゃないかなと思うんですけど。

議案書やから契約の相手方として書かれへんから、契約金額として書かれへんから最低価格の、という別の資料ではっきりしたものを書いて出してもらったらいんじゃないですか。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前11時03分 休憩 )

( 午前11時07分 再開 )

委員長 再開いたします。  
他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 次に、(4)平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)の説明を求めます。 谷口下水道課長。

下水道課 それでは、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の

長

締結について（その2）のご説明をさせていただきます。お手元の資料5をご覧くださいませでしょうか。

工事名は、斑鳩町水質改善下水道事業第11処理分区神南汚水幹線工事で、契約の方法は、制限付一般競争入札、工事場所及び工事概要につきましては、お手元資料2枚目の付近見取り図をご覧くださいませでしょうか。稲葉西1丁目地内岩瀬橋西詰め町道502号線から竜田川右岸町道501号線を南下し、町道503号線へ向け、神南3丁目地内、塩田橋西詰めまで施工する工事で、路線延長といたしまして約430メートル、その内容といたしましては、泥濃式小口径シールド工で口径1,000ミリを施工する予定でございます。なお、工事期間につきましては、議決後、平成18年12月20日より545日、平成20年6月16日までを予定いたしております。

去る、11月8日に郵便による制限付一般競争入札を執行いたしました結果、4社による応札がございました。最低応札者におきましては低入札調査基準価格を下まわっておりますことから、低入札価格調査を実施しているところでございます。なお、開札の結果、株式会社熊谷組奈良営業所が最低価格で応札いたしましたが、昨今、報道されております和歌山県での事件を受けまして、契約を辞退するとの申し出がございました。その結果、次点でございます、株式会社奥村組奈良営業所が低入札調査対象者となり、価格につきましては消費税込みで2億5,935万円でございます。なお、予定価格に対します割合につきましては、約65.7%でございます。調査の結果、適合した履行がなされると認めました場合、当業者と仮契約を締結することとなります。

以上、簡単ではございますが、12月議会定例会に提出を予定いたしております、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）のご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただけますようお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい

たします。 小野委員。

小野委員 あかね、8月23日にこの委員会に提出していただいた同じ資料なんで、同じ資料ですよって、よう覚えといてほしいけど、前回の出されたのと同じ資料ですから、その中で私ちょっとメモしてるんですが、この工事については、例の前田建設が62%とかね、8社が68.6%と書いてる、その中に今、調査対象になっている奥村組、これなんか88とか書いてますねけどね、前回に調査対象になってる奥村組は何%でしたんかな。

( 「88です。」との声 )

小野委員 88ですね。今回奥村組は、今調査、65ですか。

( 「はい、65です。」との声 )

小野委員 という事は、前回の低価格という事について奥村組も積算について、色々検討また加えたんかな。3ヶ月以内で、それはいろんな、業者によっていろんな応札額を決めていくんですね、状況を判断して。その落差があまりにも大きいんです。だから、これはやっぱり調査を慎重にやってもらわな難しい。3ヶ月前に88%で同じような規模、設計もされてるという事もありますけど同じような規模と考えていいと思いますが、それが88%。だけど、前回それで応札して62というようにとか、低入札価格の対象になるような額がたくさん入っていて、だから当然やはりそれで無理な、積算の今回も、競争入札に参加してきて、やはり65という形に、これは企業努力として認めるのはどうかと思うんですが、この落札のパーセンテージからいくとすごい。当然この下水道課も調査という事に関連されますけど、その主体は財政課だと前回の時聞いておりますので、決定されていく。私はこれだけの落差がある、応札されてこられるという事については、低入札



価格の調査制度という事についても、決定しなかった次の段階へ進んでいくというような、これはこれでいいと思うんです。なるべく低入札でのものを擲り上げよという、組織的に、担当の財政課がノーと出した場合はこう進んでいくという段階をふむ、逆にそちらを動かしていく方がいいんじゃないかな。前回の事を教訓として、財政課に対して大変失礼な事ですが、そこでOK出したら次の段階へ進まないというか、そういう制度でしょ。だからこれについては、より慎重にやってもらいたい。議案としてまとまるのが出来るだけ早い目に決めてもらいたいなど、そのように思います。

助 役

今の小野委員のご指摘はよく分かるんですけど、ダンピング受注になる恐れがあるん違うかという考えだと思うんです。その辺は88%から65%になると、これは全部の企業が見積りをし見直して努力して、どうしてもとろう、というような事で全てを精査しながら応札した、そういう解釈するんですが、そういう中でやっぱり調査していくには、ご指摘のように、当然今の見積書を提出していただいておりますから、その中でも価格が適正かどうか、調査をして参りたいと考えております。下請けしわ寄せが無いのか、また道路条件、安全対策に不十分、不徹底なところは無いのかという事を十分調査していきたいと考えておりますので、88%から65%に落ちた事については、私たちは企業努力して積算の見直しをやったという事を解釈しております。ただ申し上げましたような、中を十分調査しながら落札者になるかどうかを検討してまいりたいとこのように思います。

小野委員

私は前回の時もだいぶ皮肉も言いましたし、ただ竜田北幹線ですか、奥村組がもうあと到達して来てるその工事が98.何%です、前回も申し上げてます、何回も申し上げるようで悪いですが、その同じ業者ですので、そこらはやはり、助役さんからダンピングというのか、そういう事もおっしゃってますけど、私はこの価格で十分出来るんだと、出来る業者です、奥村組って言うたらやっぱり全国的にも世界的にも

有名な業者ですから。この価格でやってもらえるという事は、確信を持っています、私自身もね、絶対大丈夫です。契約してもらっても結構です、という意見を私でも言いたいです。ただ、竜田幹線ですか、工事が98%進んでるといふ、その工事。そして前回の3ヶ月前の応札、それとの、私あえて言うてるのは落差なんですよ、それがやはり気になるという事で、当然この価格でやっていただいたら、奥村組については太鼓判押してもいける業者ですし、それはもう大丈夫やと思いますねけど、ただ、その前回での88%の応札、そして前々回と言うんですか、竜田幹線の98.何%と言う、その落差という、それが気になるという事だけを申し上げておきます。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 以上、12月定例議会に提出予定の議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、各課報告事項について、(1)平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてのうち、当委員会所管に関するものについて、報告を求めます。

堤都市整備課参事。

都市整備課参事 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてですが、お手元に配布させていただいております資料7をご覧くださいと思います。都市整備課所管にかかるものにつきまして、ご報告を申し上げます。

まず初めに歳入であります、第14款国庫支出金、土木費国庫補助金、交通安全施設等整備事業費補助金につきまして、625万円の増額であります。その内容といたしましては、交通安全施設等整備事業といたしまして、補助要望をいたしておりましたが、補助要望額を

上回っての配分があった事によりまして、増額の補正をお願いするものであります。また地方債の補正につきましても J R 法隆寺駅周辺整備事業の限度額、310万円の増額をいたしまして、1億4,220万円であります。

続きまして歳出に移らせていただきます。歳出についてであります。第7款土木費、J R 法隆寺駅周辺整備事業費で、補正額1,182万円の増額をお願いする事といたしております。

次に繰越明許費についてであります。第7款土木費、第4項都市計画費、J R 法隆寺駅周辺整備事業のうち、8,386万9,000円であります。本年度工事を予定いたしております北口4-1号線についてであります。J R から用地確定をいただきまして、現在 J R と用地交渉である事などによりまして、本年度内において工事が執行できない事から繰越をお願いいたしております。また、続きまして人事異動によります人件費の補正といたしまして、第5款農林水産業費、また第6款商工費、第7款土木費でお願いしてるのと合わせまして報告とさせていただきます。

以上でございます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。吉川委員。

吉川委員 法隆寺の駅周辺整備の関係なんですけど、J R と交渉しているという事ですが、今年も見通しが見つからないという事なんですけどね。これはいつ頃、来春には決まるんかですね、こういうような問題については、やっぱり早い目、早い目に交渉に行かないとですね、どの事業も見てもですね、説明とか何が、どうも斑鳩町遅いように思うんですよ。この件についてはそうじゃないと思うんですけれども、地元の事業なんかはでんな、えらい言葉悪いけどやったって、というような感覚を受けかねない説明をされる。それで事業が私は進むはずがないと思うんです。あとの件についてはまた申し上げますので、とりあえずこ

の法隆寺周辺の、J Rとの交渉内容をもう少し説明をお願いしたいと思います。

都市整備  
課参事

J Rの周辺の道路という事なんですけれども、これについてはまず、2線3線していただきまして、その中で1線を廃線という形でありませう。そういった中でその中でJ Rの敷地についての確定作業をJ Rの方でしていただいておりますけれども、その敷地の協力いただく区域、この図面もようよう出来上がってきました。その中でそれに対する用地書という形で現在交渉させていただいております。この中についても、委員が心配いただいているように、本来もう少し早くという事なんですけれども、我々としても最大の努力を持ちまして、早く契約できるように努力していきたい、契約が出来次第、工事の方についても着手できるようにしていきたいというように考えておりますのでよろしくをお願いしたいと思います。

吉川委員

申し上げますと努力してる、努力してるとおっしゃいますけれども、先ほども申し上げましたようにやっぱり目に見えた努力をしてもらわないと、ただいつも努力してまんねん、こうこうでんねん、相手のあることやから分かんではないんですけれども、やっぱりもう少し誠意を持って私は地権者をお願いにあがり、また説明にあがって協力を求めると、こういうのが私は基本やと思うしですな。もう努力します、飽き飽きするほど聞いてまんねん。わし言うてる事も反対に、吉川さん言うてる事も飽き飽きしてるわ、とあんたらおっしゃるかも分かんけど、出来たったら言いまへんねん。もう少し誠意を持って真剣にわしは取り掛かって欲しいという事を強く要望しておきます。終わります。

委員長

他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 次に、（２）審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例について、報告を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備課長 それでは、（２）「審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例」について、ご説明を申し上げます。

この条例は「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」の規定に基づき、審議会等附属機関等の組織及び運営等について見直しを行うことに伴いまして、条例の一部の改正を行うものでございます。なお、審議会等附属機関の見直しに係る取りまとめにつきましては、次に報告させていただきます「審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則」も含め、議会運営委員会にお願いをすることといたしておりまして、これから説明を申し上げますのは、議会運営委員会に取りまとめ案として提出させていただくもののうち、当委員会の所管に係るものでございますので、その点、お含みをいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは説明させていただきます。改正を行いますのは、「斑鳩町都市計画審議会条例」でございまして、今回の改正点は、都市計画審議会の委員定数の変更でございます。

当審議会は、定数２５人以内となっておりますけれども、現在、学識経験のある者が１５人と町議会の議員が３人の合計１８人で構成されているところでございます。なお、参考に申し上げますと県内の市町村の委員定数の状況といたしまして、奈良市・橿原市・桜井市が２５人以内となっております、その他の９市では、１０人から２０人以内となっております。また、町村でございまして、生駒郡内におきまして、平群町が１４人以内、三郷町が５人以上１５人以内、安堵町が１０人以内、そしてその他の町村におきましては、１０人から１７人以内という風な状況になっております。以上の状況からいたしまして、斑鳩町は市と同程度の委員定数となっておりますことから、選考基準の精査を行いながら、定数減につきまして、

検討をしてみいました。

それでは、お手元の資料 8 の条例の新旧対照表をご覧いただきたい  
と思います。表の左側が改正後、右側が改正前の内容となっております。

まず、条例第 3 条第 1 項第 1 号におきまして、現行、「学識経験のある者」につきましては、21 人以内と規定されておりますが、これを「識見を有するもの」と表現を改めまして、12 人以内といたします。また、同項第 2 号におきまして、町議会の議員につきましては、4 人以内と規定されておりますものを、3 人以内に改めるものでございます。町議会議員の選任につきましては、都市計画審議会の組織及び運営について規定をいたしております「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」に基づきまして、町議会の議員の方から選任することが定められていることによるものでございます。この改正によりまして、都市計画審議会の委員数は現行の 25 人以内から、改正後は 15 人以内となりまして、10 人の減という事になります。

以上が、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 小野委員。

小野委員 議会運営委員会という事で話も聞いてますし、また委員長もして  
ますので、色々相談させてもらってますので、ちょっと素朴な質問させてもらいますけど、新旧対照表として上程してこられるという事なんです  
が、上程されてこちらとしては条例関係ですので、総務委員会で付託になる  
のかなと思うんですが、この書き方等でちょっと分からない点があるんです。  
と言うのは、見出しの方に新旧対照表と書いてる、その下に、4 斑鳩町都市  
計画審議会条例の一部改正（第 4 条関

係)とされておって、新旧対照表が第3条を変更するという事なんです、それと要旨ですね、これは参考に付いてくる中でも記として第4条関係、そしたら第4条なのかなと思ったら第3条を改正を出すという事なんです、そこらちょっとどういう連番の付け方が、何かあるんやろうと思いますけど、次のあとの分については、必ずしもマッチしてないから何か意味あるんだらうと、ちょっと教えてください。

都市整備  
課長

ご説明させていただきますと、この審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の(案)がですね、一括として条例化されております。その条例の中の第4条といたしまして、この斑鳩町都市計画審議会条例の一部改正というところが書かれております。この新旧対照表につきましては、一括条例案の中という事で、この第4条関係と中身の第3条というのは直接関係ないものと、ちょっと紛らわしいものになって申し訳ございませんが、一括条例の中の第4条関係という事でご理解を願いたいと思います。

小野委員

そういう事でしたら、議案書全体の(案)を見せていただいた段階でやったらもうちょっと分かりやすい、そういう事だと理解しておきます。

そしたらね、もう一点あるんですが、要旨の中に附則関係というのがあります、これは当然、附則という事になっているので、私は都市計画審議会条例というのがある、その中の組織、第3条を一部改正する、それについての附則という形で議案書が上がってくるものと理解しておりましたので、この附則という事については、この中でやはり謳っておくべきだと、また文言もこういう、これは説明文ですので附則としての条文としての書き方もありますし、その新旧っていうんですかね、プラスされてくるんだという事なんです、それらについてのケアというね、こういう議案を出してきて、条例、議会が議決した時に条例改正としてね、そうしてやっていけるのかなと。一つずつに附則は付いてくるから、当然新旧対照表の中にも附則という

のがあって然るべきかなと私は思うんですが、その点についてはどう  
なんですか。

総務部長 我々、新旧対照表の作成の中でやっておる関係でございますけれど  
も、こういう新旧対照表につきましては、附則関係は入れてないとい  
う事で取り扱っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。全  
体を見ていただいたら、またそういった事で附則は出てくるという事  
でございます、新旧対照表の中では特に附則については、新旧もご  
ざいませんで附則は出さないという事でございますので、そういつ  
た事で取り扱っております。整備する一部改正の条例の中では附則も  
出てきます。また要旨の中にも出てきますけども、新旧対照表の中  
では附則は新旧ございませんで、そういった事では附則は入れておら  
ないという事になりますので、よろしく願いいたします。

小野委員 これは議案書ではないから、説明の分だからという事で割愛して  
るという解釈なのか、附則に新旧はない、もちろんないことない、ある  
んです、このような条例改正は。附則がなかったらこの時点で、今ま  
での附則通りで施行日が記載されておったら、これを議会が議決した  
時点ですぐに施行せんないかん、そういう意味の附則ですから、現在  
の職のある者については任期満了までの期間という事で、附則とし  
ては、附則も触らなければ、即施行になっていくし、施行日というもの  
が必要になってきますので、その点についてはどう理解したらいいで  
すか。

総務部長 原則としては附則というものは、改正条例について、その条例につ  
いての附則でございますので、いつから、例えばいつから公布し、い  
つから施行するという事で、そこを謳いますので、そうした中で今回  
はこういったそれぞれの任期の問題もございませんで、いわゆる経過  
措置という事はあえて謳って参りますけれども、この新旧というもの  
については、そういったものについては出てこないという事になりま



すので、ご理解賜りたいと思います。

小野委員　そのね、附則っていうのはね、何も経過措置も必要ではないのかな。今、部長の答弁でしたらね、例えば一部条例改正がいついつになったのは、附則の中で、議決になっていついつになったという事で、この施行日が附則の中で入ってくるから必要ないんだという事かなと思うんですが、この任期の問題については、施行日は当然議決になった時点で附則に足されます。だから新旧じゃなくて加えるだけですから、それも厳密に言えば提案してくる時に施行日も謳ってくるのは普通かなと。その中で今のこの第3条、都計審の組織の中での第3条、これで変わってくるし、今の人はどうだという事を補うために、補てんするために、要旨のところの説明をさせていただいてるので、任期満了までは務めてもらいますよと今の人で、だから、仮にですよ、この都計審の任期、ちょっといつまでか分かりませんが、仮に来年の6月、そしたらこれ、施行日が4月1日という事で条例改正なったとしたら、その時点でこの人数も変更せんあかん、それをそういう事を補てんするために附則関係という事で説明させていただいてる。これは分かります、要旨としては。だけど改正なるのは、そこで、それもきちっと謳うべきだと私は思うんです。出なかったら上程してきた時にその人の任期はどうするんやという事が議論になってくると、私は思うんです。

総務部長　そういった事もございますので、いわゆる附則の中で経過措置として謳って参りますので、それは新旧は、いわゆる変えるものではございませんので、それは新旧対照表というのは出てこないという事でご理解願いたいと思います。例えば前の報酬等の関係の中で、当分の間という形の中で削減させていただいた関係がございます。これにつきましては、本則をいらわないで附則の中で当分の間という事で附則をいらわせていただいたという事でございます。そういった場合には当然、新旧対照表というのは出て参りますけども、今回のような場合に

つきましては、新旧対照表というのは出てこないという事でこの中には出してないという事でございますので、ご理解賜りたいと思います。

小野委員 正式な議案書が出てくる時にまた見せてもらいますけどね、経過措置という事は、やはり条例改正もついてくるものである、それはそしたら経過措置というのはどこで、条例の中で謳うんですか。

総務部長 いわゆる改正条例の中で、一番最後に附則というものが出て参ります。この条例はいつから公布し、いつから施行するかという事をまず謳います。その後ただ今のような経過措置があれば、それはその中で網羅させていただく、という事の中で、この条例がいつから公布し、実際にいつから拘束力が出てくるのか、という事を十分見る中で表してきたという事になります。

小野委員 もう一回だけ。だからそれを新旧対照表なり、そこらで経過措置として何条という形が新たに出てくる場合も、やはりそれは新旧、新しいところに入って来るんだと私は理解してます。だから、その点をきちっと整えて議案書としてまとめていただきたい。その事を今、色々分からん言葉で話してましたけどね、そういう事なんです。だからこれだけやったらちょっと不足するんじゃないかなという事を心配したので、色々くどくどと言いましたけど、その点もよろしく配慮していただきたい、そう思います。それで結構です。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 次に、(3)審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則について報告を求めます。 加藤建設課長。

建設課長

それでは、(3)についてご説明申し上げます。先ほど藤川課長の方から(2)におきまして、(2)の方法で、斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱の規定に基づき、(3)につきましては、関係規則の一部改正をするものでございます。資料として9-1から9-3までの3点のご報告を、順次させていただきたいと思っておりますので、よろしくご了承賜りたいと思っております。

それではまず、「斑鳩町営住宅入居者選考委員会規則」に関する改正内容につきまして、ご説明をさせていただきます。資料9-1をご覧くださいと思います。

今回の改正点といたしましては、委員の選出部分の変更でございます。現在、斑鳩町営住宅入居者選考委員会の委員は、規則第4条第1項におきまして、町議会の議員、民生委員及び学識経験者と規定されておりますが、今回の改正により「学識経験者」を「識見を有する者」に表現を改め、また、全ての委員を民生委員及び識見を有する者のうちから、町長が委嘱するよう改めるものでございます。なお、委員の定数につきましては、「斑鳩町営住宅入居者選考委員会規則」第3条におきまして、7名以内と定められておまして、今回、委員数の変更はございません。

以上が資料9-1、斑鳩町営住宅入居者選考委員会規則の改正内容についてでございます。

委員長

藤川都市整備課長。

都市整備  
課長

それでは続きまして、「斑鳩町旅館建築の規制に関する条例施行規則」に関する改正内容につきまして、ご説明を申し上げます。資料9-2をご覧くださいと思います。

今回の改正点といたしましては、委員の選出区分の変更でございます。現在、斑鳩町旅館建築審査会の委員は、規則第4条第1項第1号におきまして、町の議会の議員より2名以内、同項第2号におきまして、学識経験者より3名以内と規定されておりますが、今回の改正に

よりまして「学識経験者」を「識見を有するもの」に表現を改めまして、また、全ての委員を識見を有する者のうちから、町長が任命するよう改めるものでございます。なお、委員の定数につきましては、「斑鳩町旅館建築の規制に関する条例」第5条におきまして、5名以内と定まっております、今回、委員数の変更はございません。

続きまして、「斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制条例施行規則」に関する改正内容につきまして、ご説明を申し上げます。資料9-3をご覧くださいと思います。

先程、ご説明させていただきました旅館建築審査会と同様に、委員の選出区分を改めるものでございまして、現行、遊技場建築審査会の委員は、規則第10条第1項第1号におきまして、町の議会の議員から2名以内、同項第2号におきまして、学識経験者3名以内と規定されておりますが、今回の改正によりまして「学識経験者」を「識見を有するもの」に表現を改め、また、全ての委員を識見を有する者のうちから、町長が任命するよう改めるものでございます。なお、旅館建築審査会と同様に、委員の定数につきましては、「斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例」第9条におきまして、5名以内と定まっております、今回、委員数の変更はございません。

以上で報告事項(3)審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則について、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 小野委員。

小野委員 またくだらない事言いますが、今回も規則の改正で、規則ですので議会の議決云々の事はないんですが、町の議会の、例えば旅館建築の、町の議会議員2名以内というのをなくして、学識経験者というのをなくして、識見を有する者のうちから、という事なんですけど、5名以

内というのは条文にあるという事ですので、それで結構だと思いますけど、町会議員、私も含めて、それが識見を有する者という事で町長から任命される可能性はあるんですか、どうなんですか。

総務部長 一応、そういった議員さんにつきましては別にまた審議してもらう機会があるというようなことの中で、特に事前にそういった事はしないというような方向で議会の方でまとめられたという事も聞いております。そういった事を受けまして、我々は今回こういった中で、審議会を見直す中で議員さんにつきましては、いわゆる除外させていただいた経緯もございます。そういった事の主旨を踏まえまして、我々としていたしましては、当然議員さんにつきましては識見のある方ということとは重々承知しておりますけれども、これらについてもその主旨を踏まえまして、いわゆる委嘱とか任命するというような事は避けていかなければならない、しない、という覚悟で進めたいと思います。

小野委員 今回のいろんな総務部長が今おっしゃった通りで、そういう組立からきてる加減、町長が任命するという事でね、識見を有する者という事で、私も議会議員はそこへ入れていただいております、いろんな委員会。だから、町長が任命する際にはやはり町会議員は、言葉的には適当ではないと思うんですが、今答弁していただいたとおり、識見を有する者という認識があれば委員に任命しないという心づもりをきちっと確認しておいてほしい、私からもお願いしときますので、よろしくお願いします。以上です。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 次に、(4) 三代川改修に伴う軽便鉄道跡地の処分について、報告を求めます。 加藤建設課長。

建設課長

それでは（４）三代川改修に伴う軽便鉄道跡地の処分について、ご報告を申し上げます。

まず、三代川改修事業の進捗につきましては、前回の委員会でも報告をさせて頂きましたように、現在、町道３０６号線の新家地区から安堵町への町道の北側部分で重点的に用地交渉を行っているところがあります。この土地には３名の借地人がおられ、それぞれが自己住宅などを所有されている状況であります。３名の借地人の方につきましては、借地区域の確認もさせて頂き、事業協力に向けた具体的な補償内容も説明させて頂いております。今後、土地所有者にも、具体的な補償内容の説明を行うこととしておりまして、できれば今年度内には、まとめていきたいと考えているところでございます。

本題の軽便鉄道の跡地の処分についてであります。資料１０としてお示しさせて頂いておりますように、赤く塗っております部分について、軽便鉄道の跡地があり、現在、普通財産として管理を行なっているところでございます。この土地について一部、約４８平方メートルのうちの一部、３１．６８平方メートルが事業用地にかかる計画となっており、普通財産であり構造物等もないことから、県と売買について協議を進めているところであり、このほど県から具体的な額の提示があり、処分する方向で作業を進めているところで、年内には土地売買の契約の締結を行なって参りたいという風に考えております。また残る土地、１６．６２平米につきましては、隣接土地との一体的利用も考えられることから、今後、隣接土地所有者の意向を確認する中で整理を行って参りたいという風に考えております。このことから一般会計の補正予算の歳入予算の方で、財産収入で４２１万４、０００円の増額補正を計上させて頂きたく事となりますので、今あわせて報告を申し上げたいという風に思います。

以上、三代川改修に伴う軽便鉄道跡地の処分についてでございます。

委員長

報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいた

します。 吉川委員。

吉川委員 今、補正421万4,000円出てくるようですが、31.68平米ですんで、割ったらすぐ分かるわけなんですけど、坪単価はどれくらいになるんですか。

建設課長 平米単価13万3,000円でございます。

吉川委員 この金額、軽便鉄道という事で町で持っておられるという事で理解はするんですけども、他に与える影響というのはいないんですか。

都市建設部長 この単価につきましては、今町が進めておりますJR周辺の整備事業の中の単価等も考えるなかで、県の方から県も鑑定を入れ、提示された金額でありますので、その辺も十分頭に入れながら提示をして参ってきているところでございます。

吉川委員 ちょっと、坪単価。掛けたらすぐ分かんねんけども。

建設課長 申し訳ございません。43万9,600円でございます。

委員長 小野委員。

小野委員 鑑定も入れての単価だと。これは県が事業用地として取得する土地。周辺の用地買収の単価、まずそれと、あまり言われたいという色々な議論をしてる中であれやけど、ほぼ同じような単価だと思うんですが、その点は答えられる範囲で結構ですからどうなんですか。影響と言うのはね、吉川委員がおっしゃった周辺に与える影響というの、その事かなと私は思ってたんですが、その辺どうなんですか。

都市建設 単価的には三代川の買収単価というの、当然県の方で批准等をしな

部長

がら、今のこの軽便跡地については非常に小さい面積でもありますし、間口も非常に狭いというようなことで、単価的にも全体の中で見ると差は出てきているというのが実情です。町の周辺の単価的なことについては、用途的な事も、また市街化区域、調整区域その辺の事も考えながら単価設定、当然それは実勢価格という事で鑑定を入れて、また批准をして整備をしていくという事で進めておりますので、不都合が生じるというような事にはなっていないであろうと考えております。

小野委員

もう一点、これは県と町の関係なんですけど、普通、民有地を町が取得する場合、これだけ、10何平米だけしか残らなかったら、これは一緒になっていう事になってくるんだと思うんです。だけど町の所有ですから県とのいろんな信頼関係で、これはあえてこだけ残すという事になってくると思うんですが、この16平米ほどのものが今後、先ほど課長の説明では近隣との有効な活用の方法も考えているという事なんですけど、元々開発公社が持ってた土地かなと思うんですが、軽便鉄道の跡地ですから、このあと更地でおいてあるのか、ちょっと現場も分からないんですが、近隣への払い下げ等も考えておられるのか、いや、もうポケットパーク的な方でいけるのかなという感じはするんですが、それらは今の時点ではどうのこうのわからないのか分かりませんが、その点についてどのようにお考えなのか、ちょっとお示し願いたい。

都市建設  
部長

三代川の新家から笠目新家へくる町道から踏切までの間、用地対応させていただく中で、この軽便用地の跡地については代替に欲しいという方もおられるという事も、引継ぎの中で聞いているところはございましてですね、その辺で一体的利用という事で、隣接土地所有者と対応、調整を行っていきたいという事で、先ほど報告をさせていただきましたという事でございまして、ご理解賜りたいと思います。

小野委員

今の残地になってるところの東側、52-23、これは民地なんで



すか。軽便鉄道の跡地という事で、繋がっていったるのように私は理解してはるんですが、これはすでに民地になっているのか、その点教えてください。

都市建設  
部長

もう私有地という事でございます。

小野委員

という事は、軽便鉄道の跡地は、安堵町の場合なんかも早くから私有地の方へしていったので、そしたらこの軽便鉄道の跡地といわれるものについて、この周辺ではこの土地だけなんですか。

都市建設  
部長

軽便跡地、斑鳩領域の中で残っているのはこの部分だけだと認識しております。

委員長

吉川委員。

吉川委員

小野委員の質問に関連するんですけども、私もこの軽便鉄道の用地について、今、部長の方はあとの16平米、45-3だけしかないように答弁されたと思うんですけども、まだ斑鳩町でもまだ向こうまでであると思うんですけども、残ってあるのは本当に全然ないんですか。高校の通学路をとおられるのは軽便鉄道の跡地という事で聞いておるんですけども、もし今すぐ出なかったら、次の委員会に、軽便鉄道の関係の全部、富雄川まで結構ですので、図面を出してですね、ここはまだ町有地になってる、軽便鉄道の関係残ってる、いやこれは払い下げしてもらってるという図面が出来たら出していただきたいんですけども。

都市建設  
部長

次回にその辺の提示はさせていただきます。高校の通学路という事で、舗装の関係も以前にあったわけですけど、その時にはその土地の所有者の方に全て了解を得られる中で契約をされているという事になってますんで、町有地になってる分は現在存在しないという事です。

吉川委員 お願いしときます。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 次に、(5) 産業フェスティバルについて報告を求めます。 今西  
観光産業課長。

観光産業 それでは産業フェスティバルについてでございます。今月の11月  
課長 26日に中央公民館で開催いたします、産業フェスティバル2006  
についてご報告を申し上げます。

今月2日の実行委員会により、本年の産業フェスティバルについて  
の方針が決定されたところでございまして、現在、実施に向けて各関  
係者の皆様により、準備を進めていただいているところであります。

計画の概要を簡単に申し上げますと、まず恒例の農産物の品評会で  
ありますが、立毛品評会におきましては、本年は、水稻、黒豆の2種  
類を対象といたしまして、先月10月4日に出品申込のありました圃  
場において審査を行ったところでございます。次に、農産物品評会に  
つきましては、フェスティバル前日の25日午前中に受付を行いまし  
て、午後から北部農林振興事務所の技師の方々を中心に審査を行う予  
定でございます。審査結果につきましては、26日のフェスティバル  
において公表するとともに、各受賞者の方に表彰させていただきます。

次に、当日の26日ではありますが、午前10時より中央公民館前を  
中心といたしまして、農産物の即売や各種バザーなどを各団体の参加  
を得る中で実施して参ります。また本年から、新たな取り組みといた  
しまして、昨年度より農業委員会が中心となって取り組んでいただい  
ております遊休農地解消に向けた活動の状況等、また町の遊休農地の  
実態、また県内の優良事例の紹介など、パネルで展示で紹介してまい

りたいと、このように考えているところでございます。それと、また本年、服部地区で設置されております展示ほの関係で、収穫されたそばを利用した、そば打ち体験コーナーや、そばチップの販売などを企画されているところでございます。

次に、ホールにおきましては、午後より式典を行い、農業部門、商工部門の表彰及び先ほど申しました農産物品評会の特賞の皆様方の表彰と、各小学校児童による農業体験の発表をしていただく予定となっております。また演芸につきましては、漫才の横山たかし・ひろし、落語の桂福団治で楽しんでいただこうと計画しているところでございます。

また、商工会によります龍田神社境内で龍田市も商工会会員の皆様によりまして、開催を計画していただいております。

両会場とも、例年多くの来場者の方々に楽しんでいただいております。このイベントが農業・商業者の皆様方と住民の皆様方の交流の場となるように、努力して参りたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( な し )

委員長 他に、理事者側より報告しておくことがあればお受けいたします。  
池田上下水道部長。

上下水道部長 先ほどご指摘ありました応札録、ちょっと委員長に確認していただいた後、配らせていただきたいと思います。

委員長 暫時休憩します。

(午後12時05分 休憩 )

(午後12時06分 再開 )

委員長

再開いたします。

以上、各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員より質疑、ご意見等があればお受けいたします。 吉川委員。

吉川委員

まずですね、三室山の下の6メートル道路に設置された歩道分離帯  
いうんか、杭打たれましたね。これはどういう目的で、交通安全のためやと思うんですけど、あの道路については、大和川まで竜田川の改修の折に神南自治会から覚書まで交わして6メートルにしてくれという要望を出してやったわけです。ちょうどあの設置された部分のところは坂になっておりましてですね、当麻街道、これは町の6メートル計画道路ですので、ちょうどそこが頂点というのか、なっておるわけです。今までからちょっと見通し悪いし、安全対策欲しいなという事は考えたんですけど、この設置されたおかげでですね、自転車は中は通れない、外を通ったら、今度は車同士の行き違いが出来ないというような状況なんです。こういう時には、地元への説明っていうんですか、これはないんでっか。それとなぜ、これもしやられる事については、私もいい事だと思ってるんです。思ってるんやけども、ちょうど三室山の下の方に水路があるわけなんです。それで、水路あってなんぼか、ちょっと測ってませんが、おいてそこが通学路になってるわけなんですけど、そこに杭が打ってある。同じやるんなら、あの水路を利用して、グレーチングするなり暗渠にするなり、そこそこで排水のあれは取ってもらわんなんけどですな、方法は色々あると思う。今度、それを越して下っていくところに穴空いてあったんです。なんでこんなとこにこれしてあんねやと言うと、業者が間違っちゃったと、これは聞いた話ですんで、間違っちゃったら言ってください。予算な

いからこんなところ言うてまへんねん、こういう話です。実際に普通でしたら、竜田川改修の時にはですね、私は前にも申し上げたように、やっぱりもみじを守るために、こうやっていかんなあかん、こうしてほしいという要望、もっと町からすべきだと思うんです。それはしないわですな、たまたま神南へ要望しに来はって、私もなんぎしたわけです。私はあの堤防、下流の方ですよ、やってもらうのは神南の方へ水来やんために堤防やってもらうんや、という事も申し上げて、激論した事もあるわけです。最終的には了解してもらってやったわけです。町と6メートル契約したらでんな、共栄金属の向こう側の橋のところで測りにいったら6メートルないわけ。これ測らんとしたらですな、そのままでんが。なぜ覚書を交わしておきながら、約束をしておきながらですよ、そういう結果になるんかね、私は不思議でならんわ。それで森中さんのところへは、私は地元の方に、狭い、狭い言わはるけどあれ5メートルありまんねでと、まだ言うてるくらいですわ。それも近々にやってもらえるような話あったのにですね、今のところ全然と言っていいほど町の方から県へは行ってもらってない。やる時には、処理場でもそうですが。やる時にはそらいい事どつと言うてきてくれるわけ。しかし、工事をやってしまうとでんな、斑鳩町の場合は特にでんな、あとはしり食らえ観音や。それでわし言うたら、吉川、神南の事ばかり言うてるって言われるけども、わしはこれは何べんも言うてます。わしは終始一貫、あの処理場については、親戚の方とえらい言い合いしてでもでっせ、やっぱりこれは必要やと。わしも議員しでなかったら反対してるや分からんけども、議員させてもろたおかげで、これはどうしてもつくりゃいかんねやと、今はこういう事で柏原へお願いしてる、その柏原が100%で100%のまだ処理をしておられりゃいいけども、100%、今120%処理してまんねん、わしもその時には関西線運転して乗ってましたんで、今みたいに冷暖房完備してません。そしたらやっぱりあこ通ったら臭いするわけなんです。その事を分かってるから向こうの言われる事もある程度理解できたわけなんです。終いには、やる、やるって言うてるけども、どこで決ま

ってまんねんと言うて、今の処理場出来たところ、学校も出来たわけなんですけれども、そこへ柏原、羽曳野の委員さんが見に来はったわけ。その当時の事知ってはると思うんやけどでんな、来はった中から一人居やらへん、委員長。たまたま堤防の向こう側居てはって、それで、これはこっちの責任ではないわけなんですけれども、居られなかった。その方はえらい憤慨されて。色々あってね。やっぱりみんなの協力あり、出来てるわけです。その協力するのには、町の方はこれもやります、これもやりますって文書で交わしてますねよ、これ。文書で交わしときながら、実際にこっちからせんど言わんとやってくれない。私はこの間も道路委員会あって言うてます。こんだけやってくれるところはないですよと、言うてるものの、わしがいつも言うように言わなかったら、あこまではやってくれないと思うんです。しかしわしは何も神南だけやなしに、よそでそういう所があるんなら、ありますやんか、焼却場もありや最終処分場もありや、みな覚書交わしてはると思う。パークウェイ一つつくろと思ったらやっぱり周囲の同意を得やんなあかん、だから私この間も出来るだけ、説明会には行ってくださいよという事をお願いしてるわけなんです。そういう状態で出来た道路に対して、神南の方へは何の話合いもない。それも良くなるんならいいなら、今、危険で、この間も教育長をお願いしてるんですけど、実際は神南の方も、私もやっぱりちょっと言うのは、引けをとってるわけなんです、ちょっと遠慮してるわけなんですけれども、あこへ交通の整理来ていただいでる。これは本当に有り難いことなんですけれども、犬を連れて来て自転車乗って来はる。その自転車をちょっと遠いとこのへっこんだところへ置いとかれりゃいいけどでんな、近く置いとかはるからみな危険でかなんと言う。この間近くでお葬式あってでんな、その話でもちきりでんが。なぜそういう事をやるのに、地元の方へ話して、理解を求められないのか、どういう経緯でああなったんか、まず聞かせてください。

建設課長 | おっしゃってる町道501号線と503号線の交差部分、三室山の

ところにありますけれども、この部分につきまして、委員も、皆さんご承知のように少しカーブしております、小学生の通行等において危険であるという事から、子どもたちの、また歩行者の安全を確保する対策について、早急に行うように、地区役員や、それから登下校時にボランティアで見守りをしている方々から教育委員会を通じて、建設課の方に要望されてきたものでございます。そして、この部分につきまして、警察等と現場立会いや協議を行い、路肩幅員を広げ、ポールを建てたため、以前より車両の通行につきましては、スムーズに走りづらくなったとは思いますが、今申されたように水路に蓋をしてとの方法もありますが、早急にとのこともあったことから、小学生等の安全を現状の中で確保していくための対策を緊急的にこういった方法でとらせていただいたということでご理解をいただきたいと思えます。

なお、今おっしゃられているように、こうした対策を講じるにあたりまして、地元との調整が不十分であったという事については、お詫び申し上げたいと思えます。以上でございます。

吉川委員 お詫びしてもらおとか、そんなん思っていないわけです。だから、やっぱり今までからそういう事についてはお願いもし、意見を申し上げてるわけなんです。しかし全然、わしも自治会長からも聞いたんやけども、自治会長も何か事故あったらみな取ってしまうぞ、とわしは言うてんねんという事まで言うてはる。しかし取るのは絶対取ったらあきまへんど。ちゃんと話し合いして取るんなら取ってもらうようにせんと、それは何かでいかれませと云うてるわけです。そこまで役員さんも心配しておられるわけ。今、溝を蓋すんのはこうやおっしゃるけどもね、そら確かにお金はかかると思うんですよ。同じ金かかんねやったらね、平成7年12月に斑鳩町都市計画課ででんな、斑鳩町都市計画マスタープランという事で(案)で、これなんぼかかったんのか知らんけど、えらい金かかったと思う。調査してこんないい本出してるわけ。なぜこれを基にでもでさせ、言うてる事をやってく

れないんですか。やらへんねんやったらこんなもん何もする必要あらへんやん、こんなもん無駄遣いやんか、これ、違いまっか、これ。皆さんここで、これみな読んだ人ありまっか。そんな事でようなりまっか。法隆寺周辺の何もどない書いてまんの、ここに。ここにも竜田川の事も書いてまんが、これ。こんないいプランをたて、やっぱり斑鳩町の将来はこうしていこうという気があるんならでんな、何故これにそってね、私は予算計上しでんな、また話し合いもしてでんな、やっていかれないのか不思議でならん。こんな本何もならへん。三代川右岸の今工事をやっていただいています。神南の地域をやる時には歩道をこしらえて、交通、目安それから目安北ですか、それから向こうから来られる通学路のためにちゃんと歩道をしていただいた。実際、今やっておられるところはでんな、何か白線で処理をしようとしてはる。なんでそんな変わるんかね、確かに私も、あこで南側へ渡って、左岸側をガードレールもつけてもらわんなんし、整備もしてもらわんなんけど、お金はかかるけど、やっぱり子どもの安全考えたら向こう側なら車がようけ通らない、安全やと。しかし、登下校される子どもか知りませんが同意を得られない、というように聞いておるわけなんですけどもね、私そこはもっと真剣にそこの地域へ入り込んで、やっぱり人命に関わる事やから、こうやってほしいという事を、私は説明申し上げたら、必ずこれは理解していただけるものと思っておりますねん、そういう事がありまへんやんか。それで聞いてみたら、いや、白線引かはるだけですって、ええ？とおっしゃってる事と、今年予算の初めに町長が趣旨説明された中にも書いてますやないか。なぜそれが出来ないんですか。もう時間もあんまりあれですんで、今申し上げた事についてですね、町の考え方、今後の方針というのか、それをお聞かせください。

都市建設  
部長

先ほどの三室山のポストコーンですか、この件につきましては、先ほど課長の方からお答えさせていただきましたように、安全指導ボランティアでしていただける方等からの要望もあって対応させていただ



いたという事でございます。そうした事で一部、なぜ立てたかという  
ような事もお聞きを、以前にもしてたわけなんですけども、すぐに撤  
去するという事は当然出来ませんで、今、委員言ってもらってる水路  
をどう整理するか、擁壁そのものが転んでおりますので、蓋をするに  
しても受けをつくらないといかんというような事もございまして、す  
ぐの対応は出来ないというようなことで、現状の状況になっていると  
いう事でご理解願いたい、このように思います。三室山の方について、  
また土木の所管という事もございますので、その辺の整理はしていき  
たい、このように考えております。そして6メートルの、一部切れて  
いる、また森中さんのところ、この辺につきましても、私も建設課長  
をしていた時の事、という事ございまして、森中さんの方にも当時  
の自治会長さんに相当足を運んでいただいたという事もございますけ  
れども、その中でどうしても難しかったという事でございます。最近  
になってそういうお話を聞いているわけですが、即対応できてない  
というような事でございますが、ご理解を願いたい、このように思  
います。6メートルの堤防の関係につきましても、危険部分につきま  
して、地元の皆さん方に説明もさせていただく中で、一応であろうと  
思いますけれども、ご理解願った中での対応という事で、僕自身はその  
当時思っていたという事でございます。そしてマスタープランの関  
係でございますけれども、斑鳩町の総合計画に整合をもったマスター  
プランという事になってございます。そうした事で総合計画に則った  
事業の取り組みを現在行っているという事でございますので、その辺  
についてもご理解を賜りたい、このように思います。色々ご指摘を願  
っているわけですが、今後も皆さん方のご意見等を十分伺いな  
がら、出来るものについては即対応させていただく、出来ない部分に  
ついては当然、これは無理です、という事ではっきりした形で対応を  
させていただきたい、このように思いますので、その時はご理解もい  
ただきたい、このように思います。よろしく願いいたしたいと思  
います。

吉川委員 部長ね、私責めるとかそんなん思っていないわけです。やっぱりみんな考えてね、だから部長今みたいに言うてくれはんねやったら、それは三室山下の問題であろうが三代川の問題であろうが、話あって然りやと思う。こういう事情で出来ないという、それを私はまたみんなが理解してくれはると思う。しかしそれが無いんですやろ。今、モリナカさんの話も出たけど、森中さんは始めから賛成、賛成とは言わはらへんけど協力するとはっきりおっしゃってんねん。わし、上田県会議員にも頼んででんな、1億円予算残ったるよって、必ずこれやってもらいますわ、そこまで聞いてんねん。それでなんぼ何しても出来ないの聞いてたら、よそで取られてもうてるわけ。マスタープランにそって考えてますって言わはるけどでんな、もう一回読んでください、これ。どない書いたるか。もうこの事はこれ以上申さないけども、次の委員会で竜田川の改修で神南と覚書を交わした件についてですね、今の考え方を文書で回答ください、いただけるように委員長の配慮、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 今、吉川委員言われましたように、覚書、次回委員会について提出をお願ひしたいと思ひますが、いかがですか。

藤本都市建設部長。

都市建設部長 覚書というんですか、その辺については今日までの経緯等整理をさせてもらって、出させていただくという事でご了解願ひたい、このように思ひます。

吉川委員 今まで出来てる部分は結構なんです。ただ、安全対策が一番問題になったわけなんです。だからあこへ、稲葉のところにも、上へ横断歩道あるとかいう幕もしてほしいという事をお願ひしてたけども、全然出来てない。それから神南の方へ上がっていく、ちょうどあこ坂になってるわけです。そしたらガードレールで車が来るのが分からん時あるわけです、そこへ草が生える。その草もこっちから言わんな刈りに行

ってくれへん。ある課長は草刈り機持って来て刈ってくれてるから、わしらもびっくりしてでんな、そんな状態でね、その場を済まそうというのか、あこでも何べんも事故起こってるわけです。とりあえず、ひよつとしたら要望になっているかも分かりませんので、要望も同じ事ですので、回答もろてますんで、それに対する文書で今の考え方を示してください。

委員長もう一点だけすいません。

法隆寺インターから県道、25号線まで来る間の特に新御幸橋の右折レーンの関係なんですけれども、皆さんも気付いておられると思うんやけども、旧の御幸橋の両方へ信号機、今付いてますわな。いっぺん見てくれはったら、どっかつかえてるわけですわ。今、どういう進み方をしてるのか、前にもあれでいただけてますけどでんな、是非とも今までにどういう交渉して来られたのかでんな、これも箇条書きに書いて、次の委員会へ出してください。もう時間がないんで、答弁は結構です。

委員長、確認だけお願いします。

委員長 部長、どないですか。今の吉川委員の事について、箇条書き云々という事について。

藤本都市建設部長。

都市建設部長 県に対する要望等行っている中で、県の回答等整理をしたもので逐一報告はさせていただいてるわけなんですけれども、その取りまとめという事でもらいたい、このように思います。

委員長 他にございませんでしょうか。

小野委員。

小野委員 ちょっと、昼から開くのかどうか。

委員長

暫時休憩します。

( 午後 12 時 33 分 休憩 )

( 午後 12 時 34 分 再開 )

委員長

再開いたします。

他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長

その他については、これをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、町長が他の公務のため退席されておりますので、閉会にあたり助役の挨拶をお受けします。

( 助役挨拶 )

委員長

先ほど、池田部長の方から応札録が提示されておりますので、委員会終了しましたら、配布いたします。よろしく願いいたします。

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。どうも長時間ご苦勞様でした。

( 午後 12 時 36 分 閉会 )

